

第百七十一回国会
衆議院
文部科学委员会
議 録 第 九 号

平成二十一年五月八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 岩屋 毅君
理事 木村 勉君 理事 佐藤 鍊君
理事 馳 浩君 理事 原田 令嗣君
理事 茂木 敏充君 理事 小宮山洋子君
理事 牧 義夫君 理事 池坊 保子君
理事 阿部 俊子君 理事 井脇ノブ子君
飯島 夕雁君 浮島 敏男君
小川 友一君 岡下 信子君
加藤 勝信君 加藤 紘一君
鍵田忠兵衛君 龜岡 偉民君
蘭浦健太郎君 谷垣 禎一君
土井 真樹君 永岡 桂子君
長島 忠美君 西本 勝子君
萩生田光一君 平口 洋君
福田 峰之君 藤田 幹雄君
松浪 健太君 川内 博史君
田島 一成君 高井 美穂君
土肥 隆一君 藤村 修君
松野 頼久君 松本 大輔君
山口 壯君 笠 浩史君
和田 隆志君 富田 茂之君
西 博義君 古屋 範子君
石井 郁子君 日森 文尋君

政府参考人
(内閣官房知的財産戦略推
進事務局次長) 内山 俊一君
政府参考人
(公正取引委員会事務局
審査局長) 山本 和史君
政府参考人
(文部科学省スポーツ・青
少年局長) 山中 伸一君
政府参考人
(文化庁次長) 高塩 至君
文部科学委員会専門員 佐久間和夫君

委員の異動

五月七日

辞任
中森ふくよ君

同月八日

辞任
井澤 京子君

加藤 紘一君

鍵田忠兵衛君

山本ともひろ君

藤村 修君

笠 浩史君

富田 茂之君

同日

辞任
蘭浦健太郎君

土井 真樹君

永岡 桂子君

長島 忠美君

川内 博史君

松野 頼久君

古屋 範子君

五月七日

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第六号)

同日

学費の負担軽減、大学予算増額を求めることに
関する請願(塩川鉄也君紹介(第二九三三号))
は本委員会に付託された。

五月七日

教育予算の充実を求める意見書(茨城県結城市
議会(第二二六六号))
子どもの体力向上の推進に関する意見書(岐阜
県瑞穂市議会(第二二七号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第
五四号)
独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第六号)

○岩屋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、著作権法の一部を改正する法律案を
議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣
官房知的財産戦略推進事務局次長内山俊一君、公
正取引委員会事務局審査局長山本和史君、文部
科学省スポーツ・青少年局長山中伸一君及び文化
庁次長高塩至君の出席を求め、説明を聴取いたし
たいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岩屋委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○岩屋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。高井美穂君。

○高井委員 おはようございます。民主党の高井
美穂です。

きょうは、著作権法の一部を改正する法律案と
いうことでお時間をいただきまして、ありがとうございます。

インターネットという手段ができて、著作権
が、一部の業界人だけが注目していたものが国民
すべてがこれにかかわるようになったという時代
になりました。まさにだれにどのような著作権を
付与するかということは、やはり国民の合意に
よって決めていくものだとは考えております。

つまり、国民の合意によって決めるということ
は、この国会で議論をして決める。つまり著作権
というのは、権利者と利用者、そのどちらかが利
害や思想が異なる、そのどちらの立場を認めてい
くかということ国民すべてがかかわる中でルー
ルをつくるということだと思っております。

どっちの立場に立つのが正しいとか、善とか悪と
かという問題ではないというふうに考えておりま
す。

そうした中で、どういう著作権を付与するの
かしないのかを決めていくのは、やはり産業政策
や、どうすれば人々がより利用しやすいか、幸福
になれるのかという観点から法律をつくるわけだ
と思えますが、これからさらなる技術の発展や新
しいビジネスモデルに対応できるように、不断の
改善の努力が必要だというふうに考えておりま
す。

今回の法律改正においては私は一定の前進だと
いう認識を持っております。とりわけ、きょう
質問をさせていただきます障害者のための著作物
利用の円滑化についてという点においては大変な

いるということにつきましては、障害者のための条約でもそれを促進することを求めているところでごいまして、このような規定を置いたわけでごいします。

ただ、このただし書きの適用の有無につきましては、先生からお話しいました、音声カセットが販売されている場合にDAISY方式の録音図書が複製できるかという問題でございすけれども、これは、音声カセットが発売されていますので、対象となる障害者がその音声のみではその著作物を認識できない、やはり、文字と音声両方で見聞きするDAISY方式によつてのみしか、障害上の理由でそういうものがぜひ必要だということが認められる場合には、認められた図書館などで複製が可能だというふうに考えております。

単に、テープよりDAISYの方が容量が大きいとかそういう物理的な理由ではなくて、真に障害者の方がそういうものでなければ図書などを認識できないという理由が認められれば、音声カセットが発売されておりますも、このDAISY方式のものを複製ということは可能だというふうに考えております。

○高井委員 最近のデジタル技術の発展とか情報通信技術の革新は大変目覚ましいものですから、DAISY技術についてもかなりいろいろな機能が上がつてきているのではないかと思いますし、先ほど冒頭申し上げた、障害者の権利条約上の観点からも、障害者の皆さんが利用しやすいような形を許していく、許諾していくということを得る限り運用上やっていたきたいというふうに思っています。

この音声ということに加えて、電子データにおいても同じような問題が生じると思います。例えば、講談社なんかにしても、ドットブックといった形式で電子図書というものをインターネット上で販売、配信をしています。それを、例えば図書館が同じように別のファイル方式に転換をして障害者に貸し出すということが技術上は大いに可能

だと思ひますし、それができるといふふうに解釈をしていきたいと思ふんですけれども、スキヤナとかで読み取ってテキストファイル化していくとかいうことは、先ほどの御答弁からすると、同じように、障害者のために限定されたものであればできるということではよろしいでしょうか。

○高塩政府参考人 今、先生から、ドットブック方式で電子図書がインターネット配信されている場合に、別のファイルに変換する複製はできるのかというふうなお話でございすけれども、これは、そのドットブック形式が音声読み上げソフトに対応しておらず、これが可能となりますファイル形式に変換する必要がある場合など、障害上の理由でこのドットブック方式以外のものが必要であるという場合には、先ほどと同じ考え方で、複製は可能であるというふうに考えております。

○高井委員 今、すべての電子データも音声の読み取り方式にすぐにはできないことではないと思ひますけれども、それを図書館とかが、例えば工夫をしながらファイル形式を転換してDAISY方式で対応するようなものに変えていくということとは、一回複製が生じますので、著作権法上問題が生じないかということを確認させていただいたわけですが、限定されたものであり、また、それが障害者のために必ず資する、必要であるということであれば、問題が生じないということであるというふうに理解をいたしました。

同条項は、同じく、障害者が利用するために必要な方式による公衆への提供等がされている場合は、権利者に無許諾で、許可なく複製ができないというふうな規定をされていますが、読み上げソフト等が逆に組み込まれていたりすると、これはだめだということになるんじゃないでしょうか。

○高塩政府参考人 先生から再三御質問のございすただし書きの趣旨というのは、権利者がみずから障害者に対応した形で著作物の提供が行われている場合には権利制限を適用しないこととするというものでございすけれども、こうした趣旨

に照らせば、必要な方式の複製物が形式的に存在するといひましたけれども、その著作物を実質的に障害者が入手できないような場合にまでただし書きの適用があるというふうには考えておりませんので、そういう考え方に立ちまして、ケース・バイ・ケースでございすけれども、考えてまいりたいというふうに思っております。

○高井委員 ありがとうございます。先ほど御答弁していただいたとおり、例えば、どうしても入手できない、絶版になっている、どうしても高く買えないだの、買に行けないとかいろいろなケースが障害者の皆さんにはあるかと思ひますけれども、そういう場合は、できるだけしんしゃくをしながら広く適用していただけるようによろしくお願いを申し上げたいと思ひます。

例えば、図書館が独自に作成をして、それをボランティアの方が音読をする、それを例えばテープにとるとか、そういう個々一つ一つやっている場合も図書館によつてはあると思ひます。そういう場合への制約はかからないということで対応をよろしくお願いしたいと思ひます。

次に、今回、国立国会図書館のバリアフリー化という条項が入りまして、この点についての質問に移らせていただきたいと思います。

本日は、図書館長の長尾館長みずからお越しいただきまして、ありがとうございます。かなり積極的に御発言をされているようですので、ぜひこの場でも意見開陳をお願いしたいというふうに思っています。

今回、バリアフリー化ということで条項が入りまして、電子図書館のアーカイブの電子図書が活字を画像として表示されておりますので、視覚障害者等が使う音声読み上げソフトには対応していないと伺っております。ですから、スクリーンリーダーなどの音声読み上げソフトを利用する視覚障害者にとつてみると、独力で内容を知ることができないという状態になっておりますが、社会福祉法人の盲人福祉委員会などからは、私の方へ

も、ぜひこの電子図書館アーカイブの電子図書も文字として認識できる形式で提供していただきたい、私たち視覚障害者でも、拡大文字で読書したり合成音声で聞くことができるようなホームページにしていきたいという御要望もあるんですけれども、この点はいかがでございすか。

○長尾国立国会図書館長 国立国会図書館がインターネットで提供いたしますサービスのうちで、ホームページによる各種の情報提供と書誌情報の検索サービスにつきましては、文字データである部分については、原則として音声読み上げソフトに対応できるようになっております。

しかし、電子図書館アーカイブにある本文情報の提供は、現状は画像情報によるものでありまして、対応するテキスト情報は作成していないわけでごいします。

その理由は、これまでの対象が明治、大正時代の古い資料が中心でありまして、旧仮名、旧字体資料のテキスト化には多大の費用と労力が必要だからであります。

また、刊行年代の新しい資料のテキスト化につきましては、出版関係者等から、商業活動に影響を与える可能性があるとして強い反対意見が出されております。

国立国会図書館としましては、昨年度の出版関係者、著作権者等との数回の関係者協議の場を通じて、利用、提供の範囲、条件につきまして合意形成を図る努力を重ねてまいりましたので、けれども、テキスト化につきましてはなかなか抵抗が強く、音声読み上げソフトに対応することは当面難しい状況だということでごいします。残念なことではございします。

○高井委員 確かに、私もきのう通告の段階でいろいろお聞きをしまして、昔の大江や明治等の資料と旧字体等の資料等もなかなか難しいというふうにお聞きをしましたし、これから電子図書にしていくなにかかなりお金も手間暇も時間もかかっているものだと思いますが、ただ、デジタル技術がここまで進んでいる時代において、私は最

近の図書でもどんどん新しく、早くできていくものかと思つていました。やはり人手も時間もかかつていくというところではありますが、これからぜひ前向きに進めて検討してつていただきたいと思つています。

障害者の権利条約も採択されて、二〇一〇年の国民読書年に向けて読書のバリアフリー化を目指した運動も全国で始まつておりますので、子供たちの読書活動や、また、障害者の皆さんも本当に分け隔てなく情報が入るように、技術的にはこれからできていくんだと思つたので、我々も含めて努力をしていきたいと思つたので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

申すまでもなく、教育基本法にも、障害のある者がその状況に応じて十分な教育を受けられるよう、教育上の必要な支援を講じなければならぬというふうな規定されておりますので、予算もかかることですが、この点においてこそぜひ進めてつていただきたい。国会の方の意思として予算もつけて進めていきたいというふうに思つて、私どもの党は少なくとも思つておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

そして、今回の改正で、図書館において以後すべての所蔵資料について電子化を進めていくというふうな御予定だと思つたのですが、アーカイブ形式が促進されるということにおいてどのようなペースでこれから進めていかれるのか、また、電子保存されたアーカイブ資料は国民の皆さんにどのように活用していただく御予定があるのか、教えていただきたいと思つた。

○長尾国立国会図書館長 現在、国立国会図書館の所蔵する明治、大正期の刊行図書を電子化してインターネット公開する事業を行つておりまして、これは、十四万八千冊を画像情報の形で提供中でございます。

それから、国立国会図書館におきましては、資料電子化の基本計画を策定しておりますけれども、平成二十一年度補正予算案では計画を加速いたしまして、図書等の大規模なデジタル画像化を

進めるために、関係経費百二十七億円余を要求しております。これにより、デジタル化すべき図書約四百万冊につきましては、その四分の一が画像形態での電子化がされるという見込みでございます。全部やるためにはこの四倍の予算が必要でございます。さらに、雑誌の電子化につきましても同程度の資金が必要であると考えております。

それで、作成いたしました電子情報の利用につきましては、原資料の保存の観点から、来館利用者に対して館内提供をするということとともに、今後、出版関係者、著作権者等との協議を通じまして、さらに利便性の高い利用の仕方を実現すべく努力していきたいというふうに思つております。

○高井委員 長尾館長、今模範答弁をされましたけれども、館長自身はいろいろと電子図書館構想等も御検討されていられることを報道等で聞きかじりました。もし可能ならばそれを開陳していただきたいと思つた。私が新聞報道等で読んだのは、例えば、出版社から有料で本やデジタルを購入して、それを外部利用者が利用したい場合には利用料をいただき、それを中継役として単に利用料を出版社の方に渡す。だから、営利目的のものではないので、単にアーカイブを持つて中継役として、外部利用者に対してお金を払つてもらつて出版社に払う、そうした構想もお持ちだということにお伺ひしましたけれども、これが可能であるならばぜひ前向きに検討していただきたいと思つた。少なくとも、出版社であつたり図書館の側であつたり、利用者の側が協議をしてお聞きをしているんですけれども、今どのような考えで検討中にあるのか、教えていただければと思つた。

○長尾国立国会図書館長 図書館の資料をデジタル化しまして、日本じゅうの人たちに遠いところからでもインターネットを通じて利用していただくということは理想のところでございますけれども、これを無料でやりますと、出版社あるいは著者が成立しないというところに追い込まれる危険性がございまして。日本の文化というのは、やはり著者、出版社がしっかりと進んでいく、そして図書館と協調していくということがなければいけないわけでございますので、そういうある種のビジネスモデルをつくつていく必要があるんじゃないかというところを提案しております。

これは大ざっぱに申しますと、音楽のダウンロードで皆さんがイヤホンで聞いておられる、そのときお金を適当に払うというようなモデルでございますが、図書館はあくまでも無料ですべての情報を提供するというのが基本でございますので、お金につきましては、これは、ダウンロードするわずかな金額を集めて、これを出版社あるいは著者に還元するような第三のセクターみたいなものを設けて、これをうまく活用して、すべての人にデジタルな著作物の提供をするということとしてはどうかということをご提案しております。

図書館としましては、無料でデジタル情報を外部のセクターなんかにお渡ししまして、そしてそこから要求のある読者に渡す、こういうモデルを考えておるわけでございますが、こういうことにつきましては、著者、出版社あるいは利害関係者と今後よく議論をして、両者が納得する形でつくつていければというふうに思つております。

○高井委員 これから、出版社等、また利用者の利便に資するためにも、すぐ前向きな新たなビジネスモデルを提案される館長の姿勢というのは私はすばらしいと思つておまして、ぜひ関係者の皆さんと議論を進めながら、また、より前向きに検討を進めていただきたいと思います。

館長がおつちやつたとおり、私も徳島でありますけれども、父もちよつと病気をいたしまして遠くまで外出できません。でも、地方にいても高齢者であつても、どこからも最新の情報を手に入られる、そこからお金を払つて手に入られると

いうことは、技術の発展によりそれができるようになったというのは、本当に私はすばらしいことだと思つておりますので、ぜひそうしたビジネスモデルを前向きに検討してつていただきたいと思つた。

また、今回の改正の中で、聴覚障害者のために映画や放送番組への字幕とか手話の付与を可能とするということも盛り込まれておりますけれども、レンタルのDVD映画等にも字幕の義務づけをしていただきたいというふうに運動してきた「パベル」字幕の願ひをつなぐ市民の会、きょうもお見えになられておりますけれども、そうした方々からもさまざまな期待を持たれております。邦画ビデオの字幕の採用等には、かなりこれまでは著作権者と映画会社の事業者のコスト負担がネックになっているところもありまして、これはむしろ産業政策の方かもしれませんけれども、できるだけいろいろな形で後押しをしていけるように、多くの関係者と協力をしながら進めていきたいと思つた。

最後の質問になりますけれども、本改正の趣旨を広く国民に周知徹底をしてつていただかなければならないと思つた。最近大学のレポートなんかでも、コピーという、何かウィキペディアからとつてそのまま張りつけたりとかするようないことがふえているというふうに報道でも聞きまして、新聞とか週刊誌というプロの世界ですら、この著作権法違反ということがしばしば問題になります。

こういう現状を見るにつけ、また、冒頭申し上げた、インターネットという手段を通じて国民みんなが著作権の利害関係者となる、利用者となるという立場の中で、著作権に関する教育というものに對して必要性が、もしくは高校生レベルからでも必要ではないかというふうに感じておりますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○塩谷国務大臣 御指摘のとおり、情報化の急速な発展によつて、国民に広く著作権に関する知識を周知することが必要だと思つております。

文部科学省としても、国民向けの普及啓発事業として、著作権に関するさまざまな質問にインターネットを通じて答えるシステムの開発を現在しておりまして、これを運用していきたいと思っております。

また、図書館職員、教員や一般の方々を対象としての各種講習会の実施に取り組んでいるところがございます。

また、生徒や教員を対象とした多様な教材等の作成、配付やホームページでの提供などを実施してきたところでございますが、特に、平成二十一年三月、ことし三月でございますが、高等学校の学習指導要領の改訂において著作権にかかわる記述を充実しまして、従来の情報に加え、音楽や美術等においても著作権について指導することとしたところでございます。

著作権に関する普及啓発や教育については、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

○岩屋委員長 高井君、時間が来ております。

○高井委員 ありがとうございます。

○岩屋委員長 以上で高井君の質疑は終了いたしました。

次に、松野頼久君。

○松野(頼)委員 民主党の松野頼久でございます。

きょうは、当文部科学委員会におきましてこうして質問の時間を与えていただきましたこと、委員長を始め各党の皆様にご心から御礼を申し上げます。次第でございます。

早速質問に入りたいと思うんです。きょうは公正取引委員長に出席をいただいているんですが、ことしの二月二十七日、音楽著作権協会に対して排除命令を出されたというのを聞いております。この件について若干伺いたいと思うんです。

実は、私も学生時代にテレビ局の制作の現場でアルバイトをしていたことがあります。そういう経験から、今回の排除命令に非常に僕は違和感を実は感じたんですね。といいますのは、放送事業者、テレビ局の制作の現場では、少なくとも、こ

の曲はJASRACが管理をしている楽曲だから使いやすいから使おうとか、この曲は違う事業者が管理をしている楽曲だからこれは使わないとかいう話というのは、全くないんですね。

今回も、この質問に当たって、何人か知り合いのテレビ局のプロデューサーにヒアリングをいたしました。やはりそういう現状があるんですか、どうしてもJASRAC以外の楽曲について使いたいというところを伺いましたら、そんなことないぞと。まず、自分たちは曲を選ぶ責任者として、これはJASRACだからとか、これはJASRACじゃないからとかいう、少なくともそういう選別をした一覧表さえ見たこともないし、そんなことを考えて番組なんかつくっていない。一番考えるのは、まず視聴者にとつてどういうイメージを与えるか、いいイメージを与える曲を選びたい。そして、それが自分のつくる番組にどういうイメージになるのか、そういうことだけを考え、わずかに一曲何万円か数万円かわかりませんが、そんなことを気にして番組はつくっていないよというのがやはり現場の実態なんです。

確かに、シェアが九十数%と高い。そのシェアが高いからこれは私的独占である、その状況だけを見て私は排除命令を出したのではないかというような気がしてならないわけです。

きょうは理事会において承諾をいただいて、今、その排除命令の文書を配付をさせていただきました。「違反行為の概要」のところの二番、線が引いてある、真ん中よりちよつと下のところで「管理楽曲が放送事業者の放送番組においてほとんど利用されず、また、放送等利用に係る管理楽曲として放送等利用が見込まれる音楽著作物をほとんど確保することができないことから、」排除命令でこの「ほとんど」という言葉に非常に違和感を覚えるんですけれども、これは一体どういう根拠でこういう文言になったのか、また、どういう状況でこれを調査されたのかということをお教え

の曲はJASRACが管理をしている楽曲だから使いやすいから使おうとか、この曲は違う事業者が管理をしている楽曲だからこれは使わないとかいう話というのは、全くないんですね。

今回も、この質問に当たって、何人か知り合いのテレビ局のプロデューサーにヒアリングをいたしました。やはりそういう現状があるんですか、どうしてもJASRAC以外の楽曲について使いたいというところを伺いましたら、そんなことないぞと。まず、自分たちは曲を選ぶ責任者として、これはJASRACだからとか、これはJASRACじゃないからとかいう、少なくともそういう選別をした一覧表さえ見たこともないし、そんなことを考えて番組なんかつくっていない。一番考えるのは、まず視聴者にとつてどういうイメージを与えるか、いいイメージを与える曲を選びたい。そして、それが自分のつくる番組にどういうイメージになるのか、そういうことだけを考え、わずかに一曲何万円か数万円かわかりませんが、そんなことを気にして番組はつくっていないよというのがやはり現場の実態なんです。

確かに、シェアが九十数%と高い。そのシェアが高いからこれは私的独占である、その状況だけを見て私は排除命令を出したのではないかというような気がしてならないわけです。

きょうは理事会において承諾をいただいて、今、その排除命令の文書を配付をさせていただきました。「違反行為の概要」のところの二番、線が引いてある、真ん中よりちよつと下のところで「管理楽曲が放送事業者の放送番組においてほとんど利用されず、また、放送等利用に係る管理楽曲として放送等利用が見込まれる音楽著作物をほとんど確保することができないことから、」排除命令でこの「ほとんど」という言葉に非常に違和感を覚えるんですけれども、これは一体どういう根拠でこういう文言になったのか、また、どういう状況でこれを調査されたのかということをお教え

の曲はJASRACが管理をしている楽曲だから使いやすいから使おうとか、この曲は違う事業者が管理をしている楽曲だからこれは使わないとかいう話というのは、全くないんですね。

○竹島政府特別補佐人 お答えいたします。

今、松野委員、プロデューサーというのは、だれが管理している楽曲かというようにすることはとらわれずに必要なものを選ぶ、こういうことをおっしゃったわけですが、プロデューサーのレベルは私はよくわかりませんが、少なくとも今回調べた結果、そうではないと。

管理している方でしょうか、要するに経理の方でしようか、著作権使用料について管理している放送局の部門から、具体的には、これは、イーライセンスが管理楽曲として預かっていたエイベックスの関係の楽曲について、これを使用しようとする動きがあったのに対して、そういうことをすると追加負担が生ずる、著作権使用料を余計に払わなければならない、だからだめだ、こういう社内における通知なり通達なりがあったと。

そういうことがあつて、では三月月ぐらいは無料で結構ですというようにことまでやったんですけれども、その先が見えないということで、結局は使われることに至らずということがあつたわけですが、

したがって、ここに「ほとんど」と書いておりますが、事実上一〇〇%に近い言葉で、一〇〇%とは言いませんから「ほとんど」と書いてあるわけでございます。まさしく、放送局向けの管理楽曲の許諾ないしは利用の市場においてJASRACが文字どおり私的独占、特に新規参入、平成十三年と記憶していますが、管理事業法ができて新規参入ということに道が開けて、現に手を挙げた業者がいて、かつ管理楽曲も確保したにもかかわらず、それが放送局において使われることにならなかったという事実があるわけでございます。これはまさに排除型私的独占に当たるとい

のが我々の判断でございます。

○松野(頼)委員 独占禁止法第三条、「事業者は、私的独占、要は、この場合の事業者というのは著作権管理会社だと思ふんですね。「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」この第三条に基づいて今回の排除命令が出さ

れたというところであります。

それは、放送事業者側の問題を今はおっしゃっているのではないかと思ふんですね。要は、例えば今回でいうと、JASRAC側が何か私的独占をするとか、これを使わなければうちはもう一切取引をしませんよという、何か不当な取引制限をされたという事実はあるんでしょうか。

○竹島政府特別補佐人 おっしゃるとおりこれは、放送局側がどういう反応を示したかということをお申し上げた。その反応の原因をつくつたと我々が見ているJASRAC、その原因は何かというところ、これは、放送事業収入掛ける契約上は一・五%の利用料を取りますよ、何かに使おうが、もうそれで結構でございます。その結果として、利用割合、逆に言うと、その放送局において使われている全管理楽曲に占めるJASRACの割合という利用割合を加味すべきだということをお我々はこの命令で言っているわけですが、そういうふうなことが、別途、例えばイーライセンスのようなものが出てきた場合に、それを使おうとする場合に、それを使っても追加負担という問題は起きないで済む可能性がある。今は、JASRACのものであれば、放送事業収入掛ける一・五%、実際はもうちよつと低い率だと思ふますが、それさえ払えばもういいわけなので、あと別なものと放送局が契約すると追加負担が要る。追加負担がかかる放送局としては困るものから、そういうものは使わないということになつていくわけですね。

したがって、利用割合というものを加味してください、一%でも二%でもいいんですが、九八なり九九なり、それはやつてみなきやわらないですが、その新規参入者の分というものが反映されるような利用割合を加味した徴収、同じ包括徴収であっても利用割合を加味していただければ、今申し上げたような放送局側の反応はなくなるでしよう。ただ、申し上げておきますが、これは、現行の一・五%で徴収している利用料総額というのが

いて、これが正しい、これを維持すべきだということをおっしゃっているわけじゃありません。それはまさに当事者同士が交渉でお決めになればいい。だけれども、利用割合というものを加味してください、これだけを言っています。したがって、そういうことが行われた結果、利用料の総額がふえるか減るか、これはわかりません。これはまさに、競争に基づく当事者同士の契約がどうなるかで決まってくるわけでごさいます。

いずれにしても、新規参入者が、利用者側から見れば、これは使ったら損だというような契約内容を見て、JASRAC側がこれは契約の片方の当事者ではあるわけで、一方に放送局があるわけですが、そういう契約内容を見直しなさいという命令をしているわけですね。

○松野(頼)委員 ですから、JASRACが私的独占または不当な取引制限をしたならば、JASRACに対して排除命令を出すことは当然だと思います。ただ、先ほど挙げられた排除命令が出された事実は、それは、放送局側の内部通知があったからJASRACに排除命令を出したんだと思う。それはちよつと違うんじゃないかと思うんですね。

この条文によると、事業者は私的独占または不当な取引制限をしてはいけません。JASRACが私的独占または不当な取引制限をしたならば、JASRACに対して排除命令を出すのは適当だと思ふんですけれども、今回は、JASRACは何も私的独占もしていませんし、不当な取引制限もしていないわけですね。なぜJASRACに排除命令が出たのかというのは、僕は非常に疑問なんです。

ちよつと文科大臣にお伺いをするんですけれども、この包括契約というのは、世界的に見て日本が独特な契約なんでしょうか。僕は、諸外国ではほとんど包括契約だと思ふんです。放送事業者と著作権管理者の契約というのは諸外国もほとんど包括契約をしていると思ふんですけれども、その辺、御答弁いただけないでしょうか。

○高塩政府参考人 先生御指摘のとおり、諸外国におきましては、放送局が管理事業者を支払う放送使用料につきましては、欧米先進国を含めましてほとんどの場合、包括契約に基づいて行われているというふうに承知しております。

○松野(頼)委員 委員長、今聞いていただいたとおりなんです。要は、諸外国で見ても、一曲一曲放送事業者が、この曲を使いました、これに対する著作権は幾らです、この曲を使いました、この曲を使つたので幾らです、一曲ずつやつている国というのはほとんどないんです。どこも包括契約なんです。

だから、今回私が感じたのは、例えばJASRACはJASRACで包括契約をする、新規参入事業者は新規参入事業者でまた別途包括契約をする、これはいいわけですね。現場のプロデューサーに僕もヒアリングをしたところ、それは、売れている曲ほど著作権を持つていようが使うんだよ、決して、包括契約があるから絶対にそこに入り込めないような状況じゃないということを何人も証言しているんです。

にもかかわらず、先ほど申したように、JASRACが私的独占または不当な取引制限をしていないにもかかわらず、そこは、している確認はできていますか、委員長。

○竹島政府特別補佐人 私どもが言っていますのは、JASRACが例えばイーライセンズに対して何か妨害をしたとか排除行為をしたとか、そういうことを言っているわけじゃないんです。この契約、JASRAC側が放送事業者と結んでいる、自分のところの利用割合を反映しない、そういう契約を結んでいる行為が排除型私的独占行為に当たると言っているわけなんです。

○松野(頼)委員 だから、JASRACが例えば私的独占をしたり包括契約をして、うち以外を使つたらば、それはもううちの取引をやめなすよとか、こういう不当な制限をしたならば、JASRACに対して排除命令が出るのは、これは理解できるんですよ。でも、そういう事実はないわけ

です。そういう事実がないにもかかわらず、この包括契約がほかを排除しているからJASRACに排除命令を出したんだとおっしゃっているんですけれども、でも、諸外国はみんな包括契約なんですよ。

ドイツなんかは包括契約をしなければならぬと著作権法で決めているんですね。アメリカでも二社が包括契約をしている。ほとんどの国が、一社なり二社という非常に狭い著作権管理事業者が包括契約をしているんです。日本だけ、それはだめなんだ、排除命令なんだ、これは私的独占に当たるんだというふうにおっしゃるのに僕は非常に違和感を感じているわけです。

今回のこの排除命令で、公取としては、では、今後どういうふうにするかというふうにお考えなんですか。

○竹島政府特別補佐人 今の御質問にお答えする前に、私どもも外国において包括契約が行われているということは承知しています。アメリカにおいては、今からもう数十年前から大変問題があつて、アメリカはたしか著作権管理事業者、大きなのが三つあるはずですが、そこで包括契約も確かにありますが、パー・プログラムというんでしょうか、そういうものもありまして、それから、トラブルがあつた場合はその料率についての仲裁委員会みたいなものもあつて、それで現実には競争が排除されているという状態ではないと思ふんです。

同じ外見上、ドイツとか何かは物の考え方が違うのかもしれませんが、少なくとも日本においては、平成十三年に管理事業法がつくられて、いわゆる一社独占からそうじゃない、新規参入を入れていい競争をさせることによって、権利者の立場も守り、利用もよりよいもの、より安く利用できるようなそういう条件を整備したはずなんです。ところが、この契約、こういう利用割合を加味しない契約があるゆえに、日本においては少なくとも競争が全然起きていない。新規参入もな

い。イーライセンズがやろうと思つてそれが排除されて、それ以来私はないと理解しておりますが、したがって、あれからもう随分たつていてもかわらず、そういう状態になつてい

る。それは、利用割合を反映してください。利用割合を反映させるために全数を全部把握するということは大変でござい

ます。それはわかります。その包括契約もいい点があることは十分に我々も理解していますから、包括契約をやめてくださいとは言つていないんです。言っていないんだけれども、利用割合を加味するようにしてください。それは私はできると思う。

今、キー局は、もう全数的に把握して、どの曲をどれだけ使つたということをJASRACさんに報告をしているはずなんです。それから、それ以外のところも、権利者に対してそのロイヤリティーを分配するときに一体どなたに幾ら払ふべきかわからないので、その目安にするためにサンプル調査もしておられるはずなので、精密な利用割合というものができなければ、そのいわば推計値というふうなことは、今現実には分配する際にはそういうものが必要なので、それからやられているわけなので、そういう数値を入れるということもとりあえずはできるはずで、行く行く、これだけコンピューターその他が進んでいるときに、少なくともキー局は全数把握して報告もしているというところもあるわけなんです。もつと精密な、だれの曲を何回流したということは把握できるわけですから、ますます精緻な利用割合というものが計算できるようになるはずなんです。そういうことをお考えいただきたい。

そのためにはそれなりの時間が必要でしょう。それはわかつております。常識的に必要な時間を使つてくださいます。それから、相手方がある話です。それは放送局側がどういう反応をするかによつても変わってくるけれども、そこはまず、私どもが指摘している、この利用割合を反映しない包括契約というものを直すということで交渉してください、こういうのが公正取引委員会の立場で

ございます。

○松野(頼)委員 そうすると、利用割合を割り出して、では、今のJASRACとの包括契約の幾らかわかりませんけれども、幾らの中から割合分でその新規参入業者に、使ったかわらないかわらないけれども、今後はその割合で新規参入業者にその割合分を払いなさい、包括契約の中のお金を外の新規参入業者に分配しなさいということですか。

○竹島政府特別補佐人 そうじゃございませぬ。それはオール・ジャパンでパイが一定ということじゃない。これは、それぞれの管理事業者が相手方と交渉してお決めになることで、JASRACが放送局とお決めになって、引き続き包括契約をなさればいい。そのときに利用割合を入れてくださいと。一方、例えばイーライセンズなりほかの管理事業者がいたときに、そこまた包括契約ということもあるでしょう。なさればいい。そういうことでありまして、全体のパイ、今JASRACが得ている利用料収入の一部を割愛してだれかに渡して欲しいということをやっているわけじゃありません。

○松野(頼)委員 もちろん、先ほどからおっしゃっているイーライセンズという会社もすばらしい会社で、聞くところによると、インディーズという割と珍しいアーティストの曲を何千曲も今管理をされて、またそれはそれで伸びてくるんだと思うんですよ。それが伸びてくるのは伸びてくるで僕は非常にいいことだと思う。時代を反映して違う形のマーケットができて、またその事業者も伸びてくる。今あるJASRACはJASRACで、もちろん同じように伸びてくる。それが対等な競争で、いいことなのではないか。

決して、新規参入業者を排除したとかいう事実は今も認定をされていないわけですから、自由競争の新しい分野をどんどん新しい新規参入業者が広がっていくことで、僕は、何も公取が入ってこいしなさいとかこいしなさいというようなことではなかったんじゃないのかなという違和感を

感じているんです。自由な競争の中で世界ではそういう形でずっと包括契約も当然認められるし、新しいところもたくさんある曲を一曲ずつ割り出すのが大変であれば、新規参入業者と放送事業者はまた包括契約をすればいい。また、それ以外にももしも著作権管理をする新規事業者が出てきたならば、またそこも数がたくさんあつて一曲ずつ出すことが大変であれば、またそこも包括契約をすればいい。これが僕はある程度自由な競争なのではないかというふうに実は思っているんです。

そういう中で、寡占率が余りにも高いからという事象だけをあらに言って、だから独占しているんだ、だから排除命令なんだとされたような気がしてならないので、僕はきょうこういう質問を実はさせていたでいるわけですよ。

今は何回伺っても、さっきの法律の、JASRACがこの独占禁止法第三条に当たる、「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」に違反しているという事実がないんですよ、委員長。

○竹島政府特別補佐人 それは先ほど御答弁申し上げましたように、利用割合を全然加味しない、そういう契約をしたことが排除型私的独占に当たると申し上げているんです。したがって、ただシェアが大きい、よって何か違反だ、そんなことは一切申し上げていません。大きいことが悪いことでは必ずしもありません。

それが、こういう契約をすることによって、現にイーライセンズというものが参入しようとしたけれどもできなかったという事実があるわけなので、ただ我々も机上の空論で申し上げているわけではない。そういう事実があったので、これは、この契約がまさに排除型私的独占に当たる。

それで、今委員がおっしゃるような自由な競争、確かに、どれもこれも皆さんが頑張つて包括契約を結ぶなら結ばれるのが、そういう状態が、平成十三年に管理事業法ができてもう八年もたつても一切できていないということに見られるよう

に、決して今先生がおっしゃったような状態は起きていない。少なくともその大きな一つの原因がここにある、こういうふうに見えているわけです。

○松野(頼)委員 いやいや、そんなことはないんじゃないですか。その新規参入事業者が管理をしている売れた曲名、僕も聞きませんでしたけれども、テレビでばんばん流れているじゃないですか。僕も現場のプロデューサーに聞いたけれども、それは僕らは使うよ、使っているよと。それで現に流れているんですよ、委員長。これが全部全くテレビから流れていないで一〇〇%排除されているならば、それはそれでわかります。

ただ、当然、JASRACが管理をしている曲の数と新規参入事業者が管理をしている現在の数の割合が圧倒的に違うから、新規参入事業者の管理している楽曲の流れる割合が当然低くなるんですけれども、全く流れてないですか、委員長。

○竹島政府特別補佐人 私どもが調べた範囲で、特に何回も例に出して恐縮ですが、エイベックス、イーライセンズが扱おうとした管理楽曲、これについて具体的な排除効果が及んだということはいまだ把握しておりませんし、それから、冒頭申し上げましたように、放送局の中において別な管理事業者の曲を使おうとしたが、それはいけな、追加費用が発生するから使わない、こういうことになっている。

ですから、あとのコマmercialとか何かに使われているというものと違う可能性はありますね。コマmercialでは使われている、それはまた別な著作権使用料の支払いの形になっている場合があると思いますので、放送局が流すということに関しては、私の知るところ、JASRACの管理楽曲以外は流れていないというふうに理解しております。

○松野(頼)委員 おおむね時間が来てしまった。本当にこれしかできなかったんですけれども、何で私はこんな質問をさせていただいたかというところ、日本の音楽にしても映画にしてもアニメにしても、世界的に物すごいレベルまで達しているん

です。特に東南アジアを中心に、東南アジアどころか、映画なんかはもうアメリカ本土でも、日本の映画のリメイクをしてハリウッドが映画をつくるような時代まで来ているんですね。すごく世界標準ということが僕は求められるのではないかと

いうふうに思っています。それで、以前から、輸入CD還流防止法とかコンテンツ法案とか、また、今回も経済産業の方では、新しいそういうコンテンツの管理事業を国が後押しをしてつくるうんということをやっている。非常にソフトのビジネスが、エンターテインメントのビジネスというのが、世界的に物すごく外貨を稼げるんじゃないか、それぐらいのレベルに達しているの、僕は逆に期待をしているんです。そういう中で、もちろん新規参入業者も僕はどんどん伸びてもらいたい。いろいろな管理業者が楽曲を管理して、今度は、世界になるともつこの著作権の管理というのはより複雑になつてくると思うんです。

そういう中で、ある程度世界基準の中で、今回の著作権法改正もそうですけども、きちんと日本がその著作権が管理できる状態というのをまず今固めておかなければいけない状況にきていると思うんです。それで、世界から日本のアーティストが演奏している曲が流れる、映画が流れる、そしてその著作権料が日本に入る、こういうことをぜひ後押しをしていきたいというふうな思いがあつて、きょうはあえてこの質問に立たせていただいたんですけれども、そういう中で、世界的に見て包括契約はほとんどの国がやっている。その当事者に対する何か不当な排除行為が見受けられない状況で、この包括契約こそが新規参入業者を排除している、だからここに排除命令を出したんだというのがどうも腑に落ちなかったんで、今回質問に立たせていただきました。

きょうは、委員長、わざわざ当委員会にお越しをいただいてまことにありがとうございます。委員長はちょうど私が議連の筆頭理事をやっているときにいろいろお話をさせていただいて、本当に

斬新な考えをお持ちの委員長で、非常に期待をされているところでございます。どうか今後、そういう観点から私たちもやっていきたいと思っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願いを申し上げます。

本日は当委員会におきましてお時間をいただきましたことを心から感謝を申し上げます。質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○岩屋委員長 以上で松野君の質疑は終了いたしました。

次に、川内博史君。

○川内委員 おはようございます。川内でございます。

委員長や理事の先生方にお許しをいただきまして、当委員会で発言の機会をいただきましたことに、まず心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、早速質問をさせていただきます。

著作権法第一条には、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作物の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作物等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」と書いてございます。

文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作物等の権利の保護を図ると、利用が先で保護が二番目に来るとこの目的規定、それが文化の発展に資するのだということになるかと思いますが、その著作物、著作物を創造する人たちも、最初はその著作物の利用者であった。今はもうインターネット時代で、すべての人がクリエイターで、すべての人がユーザーであるというふうに言えると思うのですが、そこでこの著作権法というのは非常に大事になるわけでございまして、だからこそ私は、この著作権に関する議論に関して、私自身は利用者の立場に立つていつも議論をするようにしております。それによってバランスが保たれるんじゃないかなというふうに感じ

ております。

まず聞かせていただきますが、今回の著作権法の改正では、利用者の立場から見ても非常に、あこれは問題だなというふうに思うのは、三十条の、私的複製に関して、違法にアップロードされているサイトからダウンロードすることは違法ですという、私的複製は著作権法上三十条でもほとんどなんでもあれ合法だというふうになつていていたわけでございますが、今回の改正でダウンロードが違法化されるということでございます。まず、文化庁にお伺いしますけれども、私的利用のためのダウンロードを違法とする規定を設けるに至った立憲事実が何なのかということをお説明いただきたいと思います。

○高塩政府参考人 今回、三十条の改正を行いましたのは、近年、インターネットの普及、それから大規模な大容量化を背景にいたしまして、特に携帯電話向けの違法音楽配信サイトやファイル交換ソフトによりまして、違法に配信される音楽や映像作品を複製、ダウンロードする行為が正規の配信事業を上回る規模になっている、こういった指摘がございまして、そういった指摘を踏まえて著作権分科会の方で審議をした結果、今回の法改正につながっているというふうに考えております。

○川内委員 指摘があつて、それを踏まえて法改正をした。その指摘をしていたのはだれですか。

○高塩政府参考人 今回、審議会におきましては、さまざまな資料の検討をしたわけでございまして、けれども、それにつきましては、権利者団体でございまして日本レコード協会、並びに社団法人のコンピュータソフトウェア著作権協会などの実態調査結果というものをと、審議会の方で検討したということでございます。

○川内委員 今、日本レコード協会などの業界団体の指摘に基づいて、それを立法事実として審議会で議論して法改正をしたというふうな御説明だったかと思えますけれども、私は、その権利者団体の指摘に基づいて著作権法を改正します、新

たな権利を設けます、損害賠償を請求する権利を設けますということに関して、これは非常にネットワークユーザーを不安定な立場に置くわけですね。損害賠償請求がいっ送られてくるかわからないという状況になるわけでございまして、これは手続的にも厳正にすべきではないかというふうに考えます。

文化庁からの御説明では、仮に損害賠償請求権の権利行使を行う場合には、事前に警告を行うなど慎重な手続をとるように努めるはずである、権利者あるいは権利者団体はそうにするはずであるというふうに説明を受けておりますけれども、文化庁としては、これは法律ができれば、そもそもそういう権利が創設されるわけですから、法律上はいつでも損害賠償を請求できるということになるわけでございまして、これは関係団体などのように指導されるのか、明確に議事録に残したいというふうに思いますが、お答えをいただきたいと思ひます。

○高塩政府参考人 権利者団体におきましては、今回の法改正におきまして、先生から御指摘のございました利用者への法的な措置、損害賠償の請求をいきなり行うというよりは、違法ダウンロードというものが適切でないということを、権利者団体としてのホームページやマスメディアを通じて周知いたしまして、違法な現在のこのインターネット配信の状況を改善するというように努めたい、また、その違法行為を助長するような行為に対しての警告に努めたいということでございます。権利者団体がいきなりその利用者に対して、先生御指摘のございましたような損害賠償請求を行うということは基本的にはないというふうに考えております。

また、先生も御承知のように、インターネットにつきましては、あるサイトからダウンロードを行っているということについて、それを発見するということが技術的に困難でございます。御承知のプロバイダー責任制限法におきまして、サイト運営者に対するダウンロードの個人情報開示の

手続というものはございませんで、ダウンロードを行う利用者特定するということは困難ではないかというふうに考えております。

ただ、私どももいたしましては、今回、この改正を踏まえまして、先生が御懸念されているようなおそれを軽減しなければいけないというふうに考えておりまして、文部科学省といたしまして、利用者への改正内容の周知徹底、また、違法配信サイトを識別するための権利者団体による取り組みの支援に加えまして、権利者団体に対しまして、仮に権利行使を行う場合には、先生御指摘のございましたような事前の警告を行うなど、慎重な手続をとるよう努めるよう指導してまいりたいというふうに考えております。

○川内委員 もう一つ、条文の解釈を明確にしておきたいと思うんですが、四十七条の八で「電子計算機における著作物の利用に伴う複製」というところがございまして、

これは、わかりやすく言うと、YouTubeとかあるのはニコニコ動画とか、最近もうたくさんの方がYouTubeあるいはニコニコ動画にアクセスをして、音楽やあるいは動画を見るといことをするわけでございまして。

これは、パソコンとかコンピュータは使い勝手がいいように自動的にキャッシュという形で見たものを複製するという機能を持っているわけでございまして、これなども、YouTubeやニコニコ動画を見ただけで違法になつてしまうというように、これが想定をされてしまうようでは困るということで四十七条の八が置かれているのだらうというふうに思いますが、YouTubeとかあるいはニコニコ動画等で、どのような手続でアップロードされているものであろうと、ただそれを見るだけでは違法にはならないよ、見るだけなのは違法ではないですよということを、四十七条の八の解釈を明確にしたいということに思ひます。

○高塩政府参考人 先生御指摘のとおりでございます。この法律案では、動画投稿サイトなどに

おきまして違法投稿された動画を視聴する際に、コンピュータ内部に作成されるいわゆるキャッシュ、情報の蓄積物にしましては、この改正案の四十七条の八に盛り込まれております電子計算機における著作物利用に伴う複製に関する著作権の例外規定を置いておきまして、権利侵害にはならないというふうに考えているところでございます。

ただ、こういったキャッシュをさらにキャッシュフォルダーから取り出して、別のソフトウェアで視聴したり別の記録媒体に保存したりするような場合については、例外規定は適用されず原則どおり著作権が及ぶ、こういうことになるというふうに解しております。

○川内委員 見るだけだというのは全然問題ない、今回の対象にはならないよということですね。ちよつともう一度。

○高塩政府参考人 そうでございまして、今回は、三十条ではいわゆる違法な配信からの録音録画、ダウンロードでございまして、視聴というのは違法にならないということでございます。

○川内委員 これは「電子計算機」という言葉が使われているわけですが、携帯電話などでもYouTubeとかニコニコ動画とかを見れるはずだと思ふんですけれども、携帯電話などのモバイル機器も同様であるということではよろしいですね。

○高塩政府参考人 そのように考えております。

○川内委員 そのように考えているという御答弁はちよつと……。文化庁とか政府が有権解釈権を持つわけですから、「電子計算機」という言葉の中には携帯電話等のモバイル機器も含むのだと明確におっしゃっていただけますか。

○高塩政府参考人 この四十七条の八の「電子計算機」には携帯電話などのモバイル機器を含むというふうに考えております。

○川内委員 さて、大臣にお伺いをいたしますが、私は、この著作権法の運用に当たっては、著作権法第一条の目的規定、先ほども私が申し上げ

たとおり、公正な利用に留意しつつ権利の保護を図るところが大事だろうというふうに思うんですけれども、消費者、利用者が利用しやすいようにしながら権利の保護を図っていくという著作権法のそもそもの考え方について、大臣の御所見を承りたい。

○塩谷国務大臣 著作権法については、今、川内委員がおっしゃったように、利用者の公正な利用あるいは権利者の保護という観点で、時代の変化によつて情報化等が進む中で、その状況においていろいろと改正を重ねていかなければならない、また、世界的な問題もありますし、これから国際的にはやはりいろいろな課題が出てきます。ただ、基本は、今おっしゃったような公正な利用と権利者の保護、このバランスをいかにとっていくかということが非常に重要だと考えております。

○川内委員 そこで大臣、私は音楽が大好きで、この携帯電話の中に、音楽配信サービスで着うたフルというサービスがありまして、約四十曲ぐらい入っているんですけれども、すべて合法的にきちんとお金を払ってダウンロードをさせていたいただいておりますが、この着うたフルというのは異様に高いんですよ。一曲四百円とか、一曲ですよ、四百五十円とか、安いものでも三百五十円とかするわけがございまして、まあ着うたは百五十円とかあるんですけれども、短いフレーズですね。着うたフル、一曲九つで四百円とか四百五十円とか、これは世界じゅう探してもそんな国はどこにもないわけがございまして、外国なら一曲大体百円ぐらいだと思ふんですけれども、この着うたフルの日本の高さ、一曲四百円というのはいかにも高いというふうに思ふんですけれども、大臣どう思いますか。

○塩谷国務大臣 着うたフルの値段、一曲四百円か四百五十円ということですが、これについては、やはりサービス事業者のビジネスモデルや利用者のニーズ等によつて価格が決定されると思ひますので、私からそれが高いかどうかということとは判断する立場にございません。

今ちよつと声がありましたが、CDなんかで二曲入って千円とか千五百円とかいうことを考えると、それに合わせていくとそのぐらいかなという考え方もあるし、世界的に今もつと安いということになれば、今後の需要と供給とのバランスが、またこれもいわゆる価格を決定するのではないかと考えております。

○川内委員 モバイル機器にさまざまなデータが蓄積してそれを利用するというのは、非常に今、日本では、我が国では、世界じゅうでもそうでしょうけれども、ポピュラーなライフスタイルの一つになつていくわけがございまして、そういう意味では、中学生や高校生が携帯電話を持つことは是非はまた別に議論すべきことであらうかと思いますが、しかし実態として、もう中学生、高校生が携帯電話を持ち、そこに音楽や映像をダウンロードし、そして利用をしているというライフスタイルがある。

そのときに、私は、なるべく安くする方がたくさんの方がそれを買いやすくなるし、ビジネスモデルとしてもその方が大きく発展していくのではないかと今ふに思ふんですけれども、文化庁さんの御説明では、先ほど大臣がおっしゃられたように、パッケージの商品、CDとかDVDとか、要するに、物として、物に固定して売るといふパッケージの商品が最近はこの電子配信などですでにどんどんシェアを食われて売り上げが落ちていくので、その売り上げをカバーするために一曲四百円ぐらいにせざるを得ないのではないでしようかという御説明を受けているんです。

しかし、音楽や映像を楽しむ世代が主に若い世代である、中学生や高校生、大学生、あるいは二十代、三十代の世代がそういうことに最もお金を使つてあろう世代であると思ふれば、なるべく安くして、そして多く利用してもらうということが私は文化の発展に資するということになるのではないかと今ふに思ひます。

そこで、先ほど同僚の松野委員から公正取引委員会にJASRACの件について、公正取引委員

会の今回のJASRACに対する処分がちよつと違うのではないかと趣旨の御発言があつたわけですが、私も、私は全く違う観点からちよつと聞かせていただきたいというふうに思ふんです。着うたについては、公正取引委員会は、レコード会社各社がレーベルモバイルという会社に業務委託をし、そして、そこから着うたを配信しているという点に関して、不公正な取引方法ということで処分をし、今、裁判でレコード会社各社はそれを認めず争つていっているというふうに聞いておりますけれども、まず、この着うたについて、審判事件の概要について公正取引委員会から御説明をいただきたいと思ひます。

（委員長退席、馳委員長代理着席）

○山本政府参考人 お答え申し上げます。ただいま先生御指摘の着うたの事件につきましては、公正取引委員会は、株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントなど着うたの提供者五社が共同して設立いたしました会社に対して、着うたの提供業務を委託する一方で、共同して他の着うたの提供者に対しては原盤権の利用許諾を行わないようにしているという行為が、不公正な取引方法として禁止しております共同の取引拒絶ということに該当するとして、独占禁止法十九条の規定に違反すると判断して、昨年、平成二十年七月に排除措置を命ずる審判審決を行ったところでございます。

なお、本件につきましては、ただいま先生御指摘のとおり、その後、会社四社から審決取り消し訴訟が提起され、現在、東京高等裁判所において係属中でございます。

○川内委員 着うたについてそのようなことであるということですが、着うたフルもビジネスモデルは全く一緒なんですね。着うたと着うたフルは全くビジネスモデルが一緒ですから、そもそも、変な相談でもしてなきや、一曲四百円で配信を堂々とやるなんということは私はできないと思ひますよ、恥ずかしいですから。

着うたフルは一曲四百円でしか買えませんとい

うようなことは、お互いに相談してやらなきゃ、あるいは他の業者を排除しなきゃできないことですから、私は、この着うたフルについても、着うたと同じように、レコード会社数社が共同で設立したレーベルモバイル株式会社業務委託をし、また、諸外国と比べて異常に高い、価格競争が全く働いていないということなどから、この着うたフルの業務が独占禁止法第十九条の不正な取引方法及び独占禁止法第三条の不当な取引制限に当たると思料をいたします。

よって、独占禁止法第四十五条に基づいて、この事実を公正取引委員会にこの場で申告したいというふうに思いますが、公正取引委員会はこの申告を受理していただけますでしょうか。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生の御指摘のありました件については、申告としてお受けさせていただきます。

ただ、今申し上げましたとおり、着うたの事件では、着うたの提供業者が共同して他の着うた提供業者に対し利用許諾を行わないようにしている行為ということを共同の取引拒絶として問題としたものでございますけれども、申告いただきました内容を検討の上、適切に対処してまいりたいと考えております。

○川内委員 適切に対処をしていただきたいと思

います。私は、要するに、著作権法の目的、文化の発展に資するということを実現していくためには、ネット社会ではすべての人がクリエイターであり、すべての人がユーザーであるという考え方のもとに、なるべく多くの人にコンテンツが利用できるような環境というものをつくっていかなければならないんだというふうに信念として思っております。

世界じゅうどこを探しても、一曲四百円で着うたフルを配信しますなどということをやっている国はないわけでございます。大臣、そういう意味では、それはどんな理屈をつけようがおかしなことはおかしなことで、なるべくそれが安く

なる方向にして、そしてたくさん売ることによって売り上げを上げてちょうだいねというビジネスモデルをつくっていただきたいという思いで申告をさせていただきました。

さて次に、次というよりも最後ですが、日本版フェアユース規定の導入について質問いたします。

先ほど大臣からも、まだまだこれから多くの課題があるという御発言がございました。そこで、まず知財戦略本部に伺いますが、日本版フェアユース規定の導入について政府の基本方針を御説明いただきたいと思ひます。

〔馳委員長代理退席、委員長着席〕

○内山政府参考人 お答えいたします。

知的財産戦略本部におきましては、本年四月六日に、二〇〇九年度から二〇一三年度におきまして三期の知財戦略の基本方針を決定したところでございます。この中におきまして、委員御指摘の、権利制限の一般規定、いわゆる日本版フェアユース規定につきましては、「著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定の導入に向け規定振替等について検討を行い、必要な措置を講ずる。」こととしております。

知的財産戦略本部としましては、本基本方針を踏まえ、今後、知的財産推進計画二〇〇九の策定などにおきまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○川内委員 導入に向けて検討を進めるということとでいいんですね。ちよつともう一回、済みません。

○内山政府参考人 お答えをいたします。

第三期の知財戦略の基本方針の中では、委員御指摘のように、「権利制限の一般規定の導入に向け規定振替等について検討を行い、必要な措置を講ずる。」としております。

○川内委員 日本版フェアユース規定の導入について、政府の知財戦略本部、これは関係がすべて入っているんだよね、だから閣議決定と似たよう

な決定になるわけですが、政府の方針になるわけですが、そこでそういう方針が決められたと。

文化庁としては、日本版フェアユース規定の導入について、それを受けてどのようにされるのかということとをちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○高塩政府参考人 知財戦略本部の方から日本版フェアユース規定の導入が必要とする内容の報告書が提出されたことは、今御答弁があったところでございます。

このフェアユースの規定を我が国の著作権法に設けることにつきましては、これはアメリカでフェアユース規定があるわけですが、両国の法制度の違いなどを理由に、従来慎重な意見、見解が多かったわけでございますけれども、文化庁といたしましては、この知財戦略本部の報告書の内容も踏まえまして、幅広く論点を整理した上で、今年度から文化審議会著作権分科会において具体的に審議を始めたというふうに考えております。

○川内委員 最後に大臣からも、日本版フェアユース規定の導入に向けて大臣としても文化審議会での議論を加速していただけるように督促していただきたいというふうに私は思いますが、大臣としての御所見をいただきたいと思ひます。

○塩谷国務大臣 著作権法につきましては、文化審議会の分科会で検討して必要な改正を行ってき

ているわけでございます。今、知財戦略本部の報告、そして我々、文化庁としても、やはりそれを踏まえて、今まで慎重だったわけでございますが、実際の今までの運用等あるいはヒアリング等もしつかりこちらで行って審議を進めてまいりたいと考えております。

○川内委員 終わります。ありがとうございます。

○岩屋委員長 以上で川内君の質疑は終了いたしました。次に、和田隆志君。

○和田委員 民主党の和田隆志でございます。民主党はもう四人目のバッターでございますので、こゝろで法案に対する姿勢も示しながら、質疑を進めさせていただきたいと思ひます。

塩谷大臣、我が党はこの法案の提出を受けまして何度か会議を持ちましたけれども、今回、法案の提出理由、趣旨等については、おおむね非常に理解できるという結論でございます。しかし、これから先、ぜひ賛成していただくために、これから三十分間、ぜひ大臣の前向きな御答弁をいただいて、私どもも安心して文部科学省にこの行政を任せられるよう感触を持った上で採決に臨みたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

それでは、さきに立たれました三人の我が党の同僚委員の質疑も参考にしながらちよつと進めてまいりたいと思ひますが、まず、今回のこの法改正の内容、目的等を拝見しました際、概括しまして、価値あるものが世の中に適正な対価をもって取引される環境を整えていくために一歩を記すんだというようなイメージを持って私自身は受け入れておる次第でございます。

先ほど来御議論が何回も出ていますけれども、常識的に言つて、着メロ、着うたが一曲四百円というのはだれが考えても高いというふうに、この委員会室にいらつしやるほとんど皆様方がお感じになることだと思ひます。では、それを本当に適正な対価でどのように取引していただくのが一番世の中で正しい姿なのかというのを考えていくべきだろうという趣旨から今回の法案提出に至られたものというふうに推測いたします。

実は、党内での会議でも申し上げたんですが、私、今回この法案を自分で担当させていただくに当たりまして、やはり国民の皆様方の御反応を聞かなきゃと思ひまして、若い者が一番集まります渋谷に行つてまいつたんです。何百人か聞いた上なんですけれども、今、ほとんど高校生以上大学生ぐらいの方々が必ず一曲や二曲は着うたをダウンロードしていらつしやる。しかし、その方々に、一つ一つ携帯をこうやって見せていただきな

がら、このダウンロードは本当に適法なものか違法なものか知っているかというふうに見ると、ほとんどが、そんなもの知りませんよというふうにおっしゃるんですね。若い方々です。

しかし、私自身も本当に不勉強でしたが、だんだんやるうちに、あ、これは海賊サイトだ、これは適法なサイトだというのがわかってくるんですけれども、これらについてそういった現にダウンロードしていらっしゃる方々の意識を聞くと、違法でも適法でもいいじゃない、ダウンロードできるんだからというふうにおっしゃる若い方々が多いんです。

私も、今、与党委員もあわせてまして皆さんで、文部科学行政、つまり、子供の教育という観点に最も大きな重点を置いて審議しなければいけない場がございますが、私たちの社会を将来担ってくれる若い人たちが一つの道徳規範を持たないまま大人になっていくことに私自身は、その実際に若い方々、二百人程度当たりでしたが、当たっていて、すごく怖い感じがいたしました。

そういった意味で、やはりどの分野であつても、正しいことは正しい、間違っていることは間違っているというふうに私たちの将来を背負ってくれる若い人たちに認識してほしいという趣旨から、私は今回、この法改正はいいことではないかというふうに感じております。

ただし、先ほど申し上げたとおり、四百円一曲ダウンロードさせる世の中というのは、先ほどの川内委員の御指摘にもあつたとおり、我が国ぐらしいのです。これが適正な価格で取引されるためには、当然、国民皆様が本当に価値あるものと認めた上で、その価値に対して適正な対価を支払うという文化、意識を醸成することが一つの国の役割だろうというふうに見ておられる次第でございます。

そこでなんですけれども、大臣、今回いろいろ内容的にはございます。障害者の方々の利用をどんどん促進する条項を当然入れていただいて結構だと思ひますし、また、本当に絶版となつてい

ものがどういうふうに着作物として取り扱われるのか、そういったものについての規定も置いていただくことは結構でございます。国会図書館でいろいろなデジタル化を図っていただくのも結構でございます。

一番議論の対象になつてゐるのは、結局、先ほど来何回も出てゐる通りに、最初のもとが違法だというふうになりながらそれをダウンロードする、もしくはそれを販売するといったことについての規定を今回置くこととしてゐるわけでございますが、こういった規定を置くことは、最終的に国民の皆様方の幅広い利用を促進するために置く規定だと私自身は解釈しております。

そこで、大臣に御意向をお聞きしたいんですが、こういつた規定を置く以上は、一歩で終わるのではなくて、二歩、三歩と歩を進めていただいて、この著作物を扱う業界におかれても、本当にそういうふうな違法と適法なものを切り分けた上では、適法なもの取引に対しては適正な価格をつける。四百円は普通常識外だと思ひますが、そういったことを業界の方にも行政のトップとして指導なさるべきではないかと思ひんですが、大臣、いかがでしょうか。

塩谷国務大臣 現状は、先ほど渋谷の話があつたように、だれもがダウンロードして、それが違法かどうかかわからないというふうなのが現状だと思ひておりますが、おっしゃる通りに、いかに正しく、広く流通させるかということだと思ひうんですね。

そこら辺でやはり業界側にも、今回はこういう法改正をして、しっかりと正しく利用を促めるという方向で行つてほしい。その結果、価格も適正な価格になるだろうということを期待しての今回は一歩だと思ひております。一方で、権利者の保護等も考える中で広く普及、利用されれば、その分もしっかり確保できるだろうという方向で今回検討した結果だと考えております。

○和田委員 当然のことながら、各著作物についてその権利者が、自分で自分の作品はどれぐらい

の価値があるものか、それを考えて価格をつける自由を阻害すべきではないというふうに見てゐます。

ただ、世の中には著作物以外にもたくさんもののが取引されてゐますが、そういったものは、需給原理によつて価格が動いてまいるわけでございます。この曲はずばらしいな、みんながダウンロードしたいなと思つてわつと要するに需要が高まる時には、普通の物の取引の原理で考えれば、その着うたの値段がすうと下がつていく。

そして、適正な価格をつけたつもりなんだけれどもなかなか売れないというふうに判断されたときも、ちよつとずつ価格を下げて売れるところまで持つていく。逆に、権利者としては、いやいやこれは、需要が高いのはおれの著作物が価値が高いからだ、それであればもつと価値が高くてよいのではないかとということで価格を上げる、下げるといふことを考えてもよいのではないか。私自身は、こういった市場競争原理がこの著作物の中にもしっかりと行き渡ることが本来必要なのではないかというふうに感じてゐるわけでございます。

今回は、少なくとも発端となつたのが、著作物を扱つていらつしやる業界の方々から、適法にダウンロードされたり、要するに引つ張られたりするものよりも違法にダウンロードされたりするものの方がもう既に圧倒的に数が多くなつてゐるんです、これはいかに言つてもおかしいんじゃないですかというお声を受けての法改正でございます。

しかし、私どもがその方々の御要望を要するに聞くという形もさることながら、考えなければならぬのは、先ほど私、川内委員の発言、非常にいい発言だなと思つたんですが、すべてがユーザーであり、すべてがクリエイターであるというやうなことをおっしゃつていましたが、最終的に国民の皆様方がそういった原理の中で動かされて、では、自分は情報を発信してみよう、情報を

受け取つてみようという文化をつくつていくことにこの法案改正の目的があるんだと思ひわけでございます。

そうした意味におきまして、先ほどの御答弁をお聞きしてござりますが、ある程度のところは要するに理解するのでござりますが、一つポイントとしてもう一度お聞きしたいのは、大臣として、今後、この法改正を行つた後、著作物を管理する団体等に対して、適正な価格で取引されているかどうかという観点から指導を行う所存がござりでしょうか。いかがでしょうか。

○塩谷国務大臣 現在のところ、価格については、特にビジネスのかかわる問題でございまして、先ほど申し上げたフルの価格がどうかということと聞かれて、私どもはそれを高いかどうかという立場にないわけではございまして、希望としては期待をするというやうな言葉で発信することはあると思ひますが、指導というところまでは、なかなか価格については私どもから言う立場にないと考えております。

○和田委員 行政のトップとしてはそこまでの御答弁が多分限界だと思つてお聞きしました。しかし、今回、我々が最終的にこの法改正案に賛否を決するときの意思として表明したいのは、そこまでする行政の限界であれば、当然、今度は業界側の自主的な方向づけを望むということと意思として表明しておきたいというふうに見えてゐると思ひます。この点は、またすぐ後の採決の際に附帯決議等で検討してまいりたいというふうに見えてゐます。

それでは、次の問題に移りたいと思ひます。今回、外国でもこの著作物についてはいろいろな議論が起つてゐるさなかでございます。委員各位におかれまして、各新聞に何度か報道されておりますので御存じではないかと思ひますが、今、世界の中で最もインターネットの検索サイトとして知られてゐるものにグーグル社というのがございまして。このグーグルという会社が、先般、自分が絶版だとみなしたやうな著作物について、

いわゆるスキャンといいますが、自分で映像を撮って、それをデジタルコンテンツとして配信することを要するに考えている。ついでに、その著作物を編み出した権利者、こういった方々にその使用を認めてもらうよう、権利料をある程度払うから、意思のある人は言ってきたらいいというふうな趣旨の、和解案というんですかね、権利者との間で幾つか争訟になっておりますので、そういった案を示したところでございます。

諸々まだまだ外国の中で賛否両論あったり、権利者団体からすればどっちに動いていいか戸惑っていたりということもありまして、当初、実はこの審議の直前、ゴールデンウィークのさなかに期限を迎えておるところだったのでございますが、四月月ほど延長されて、グーグル社の提案した和解案に応じるかどうかということを九月まで期限延長したという報道が出たばかりでございます。

そこで、ここまで御紹介した上で、委員各位にもお考えいただければと思つて、きょうは、法律の解釈論として一般的にはどのようなものかというところから初めてまいりたいと思つていますが、内閣法制局の方にいらつしやうていただいております。私、事前に通告いたしておりますので、大体的趣旨は御理解いただいているかと思つてます。

今回、このグーグル社が和解案に応じてくれと言つてゐる範囲のものですけれども、当然、アメリカにある会社で、アメリカの中で著作されたものについてはその範囲となつてゐるわけでございますが、しかし、実は、アメリカに持ち込まれてゐるものについては全部対象となるというふうなアメリカ側の報道ではきちつと流れていまして、例えば、日本で出版されたものがアメリカに持ち込まれてアメリカで流通している場合には、これはもう既にグーグルの和解案の対象だと。対象だということとは、その和解案に応じなければ、アメリカで訴訟して自分の権利を守らなさいいけないということになるし、応じるのであれば、応じたそこから後は、自分の権利料をグーグルに払つていただく以外は自分で著作物の権利を主張できない

い、少なくともアメリカ国内においてはということになつてゐるようでございます。

ここまで御説明した上で、一般的に、物を持つてゐる方、一つの権利を持たれてゐる方が日本国民であつた場合に、この日本国民の持たれてゐる権利を外国の法制上で、クラスアクションというのですが、集団訴訟という制度があつて、その中に自分が入らなければ、その後は要するにそれに応じたものとみなすというふうな考えられてゐることがアメリカの制度ではございます。これとの間で、我々は日本国の国会でございまして、日本国民の権利をきちんと守るという上ではどんなことが可能なんでしょうかというのを、きょうはちよつと内閣法制局の方に御答弁いただければと思つておるわけでございます。

もう一度簡単に言いますと、このようになりまして、一般的に国民の権利が国外で脅かされる危険性がある場合に、その権利の有無の確認やその内容、そしてその保護のあり方について、どういったことが日本の法制上考えられるんでしょうか。御答弁いただけますでしょうか。

○宮崎政府特別補佐人 お答え申し上げます。

一般論として、かつ著作権法に關してでございますが、ごく一般論として申し上げれば、各国の国内法は当該国内において適用されるというのが原則だと思つてゐます。我が著作権法につきましても、日本国民の著作物についての著作権、これが国外においての保護がされるかどうかということにつきましても、当該著作物の利用行為が行われる国ごとにそれぞれの国の著作権法によつて保護される、こういうことである、これが基本であると考えております。

したがいまして、例えば米国の著作権法が適用されます米国の国内において我が日本国民の著作物の利用行為が行われた、こういう関係について問題でありますれば、それは直接的には我が国の著作権法の適用があるという問題ではなくて、ただ、ベルヌ条約等の相加盟国ということになつてゐることによつて、アメリカの著作権法により

日本国民の著作権が保護されるという状態になつてゐるということだと思つて、そこで保護されます権利の具体的内容については、各法によつて少しづつ違いがあつてもそれはやむを得ないということである。

基本的には、ベルヌ条約によつて日本の著作権法はアメリカの著作権者を保護しますし、アメリカの著作権法によつて我が国の著作権も保護されますが、細かいところについては、各国の法制で具体的な内容がどうなつてゐるかということによる、こういうことだと思つてゐます。

したが、我が日本国民の持つてゐる権利について外国の法制度のものでいわば脅かされるような可能性があるかどうかという御質問でございますけれども、著作権法に關して言つと、日本国内における利用行為が妨げられるというふうなことになるれば、これはなかなか考えられないことで、それはあつてはならないことだと思つてゐますけれども、どうも問題は、我が国民の著作権については、それは自分の行為の権利の侵害であるから差しとめを求めるとか、あるいは損害賠償を求めるとか、そういう権利の行使については、それぞれ当該外国の著作権法によつて保護されているということでございますので、そういう前提で、それでもいいからどういことが我が国としてできるかということになりますと、それは、権利のそれぞれの内容であるとか、その当該分野を規制します国際条約の内容、規定方法がどうなつてゐるか等々見ないといけませんので、私どもの立場として一概にお答えすることが難しいと思つてゐます。

いづれにいたしましても、個別のケースに応じて、必要な場合には関係各国の間で調整が図られることになるであろうというふうに思つてゐます。

○和田委員

今の御答弁、一生懸命私も追ひながら聞いておりましたが、まだ十分に理解しがたいところがございますが、委員の皆様方はいかがでしたでしょうか。

長官、私自身、今御答弁をお聞きしてありますところまで、もしくは違つてゐるのかもわかりませんが、もし違つてゐれば正していただければと思つてゐますが、日本国民の持つてゐる権利が外国に何らかの意味で持ち出し可能な場合というのは、たくさんございまして。例えば、財産である車を持つて出るときだつてそうでございますが、その所有権はずつとその本人が主張し続けることが可能でございますね。今おつしやつておられた答弁では、この所有権は行つた先の外国の法制によつて守られてゐるはずである。

そこで、日本の法制上、要するに所有権を規定してゐるような各法制がございまして、そこから一たん国外に出たら外国の法制によつて保護されるはずであるというふうには私は受けとめたんでございますが、この部分は正しいんでしょうか、いかがでしょうか。

○宮崎政府特別補佐人 なかなか、ごく一般的に所有権まで対象にしてどういことが言えるのかにつきましても、確たることは申し上げる自信がございませんけれども、著作権に關する限りは、法律によつて近代生み出された権利でございますから、したがつて、法律によつて付与されることで初めて生まれる権利という性格がかなり強いのではないかと。

その上で、ベルヌ条約等によつて考えられてゐる考え方は、各国の国内法によつてそれぞれが保護するというのを基本的には前提にした上で、条約で最小限こまでは各加盟国はお互いに保護しましょうという国際約束を結び合つて、そして広く保護を普及させるということになつてゐるんだらう、著作権についてはそういうことが言えるだらうというふうに申し上げました。

○和田委員

一般的なものについての御答弁が難しいというところの中で著作権についてお話しただきました、塩谷大臣、今お聞きいただいたとおりです。著作権というものは、確かに長官の御答弁のとおり、もともと権利として存在してゐ

たというよりは、法制によつて付与された権利であろうかと思ひます。ただいづれにせよ、私が先ほど申し上げた物の所有権を著作権に置きかえると、恐らく今の長官の答弁は、私が申し上げたようなことになるんだと思つております。

つまり、日本の著作権法は、日本国内で著作権が発生して、それが権利を取引されることに規制としてかかる。しかし、それが外国に出ていった際には、外国の著作権法の規定に係るのであるということだろうと思ひます。それが、今回の場合にはベルヌ条約という条約によつて相互主義的なところがきちんと定められているからこそ、お互いの権利がどちら側に行つたとしてもちゃんと守れるはずである。

こんな法律、法制のつくりになっているものだというふうに御答弁を解釈したいと思つて先に進めますが、それでは大臣、今のこういった原則の中で、日本の著作物を出していらつしやる方々は、現実問題、たくさん報道で流れているとおり非常に心配していらつしやるわけでございませう。その心配というのは、自分がこの和解案に依れば、グーグルがデジタル化するたびに何らかの権利が発生してそれが入ってくるから実利上はよろしいのではないかという方もいらつしやるし、いやしかし、自分のものはほかの世界にもどんどん売れていくはずのものであつて、それを制約されるのは非常に困るという方もいらつしやるでしょう。

しかし、私は、そういった方々がいろいろな情報をもとに悩みに悩まれて得られた結論を国の制度上阻害することはあつてはならないと思つていますが、どちらかというと、こういった問題があることを知らないうちに期限が来てしまつて、自動的に自分がどちらかの結論の範疇に組み入れられてしまふという仕組みは、どうも私自身には日本国民を守る立場から納得できないのでございませうが、大臣、この点についてはいかがでございませうか。

○塩谷国務大臣 今回のグーグル問題について

は、今おつしやつたように、基本的なところは、著作物について相手国の法律に従うということでございますが、ただ、それぞれ団体やいろいろな利害等があつて、対応が違つてきている。それを国として一つにまとめるというのはなかなか難しいのかなというところもありまして、ただ、今おつしやつたように、このことを知らないで、そのままこの和解案のいわゆる決定に従つてしまふような状況、これを避けるべきではないかなという質問だと思ひますが、そのことはちよつと私も、情報をしっかり収集しながら、権利者に対していろいろな情報提供をするとかそういうことを促してまいりたいと思ひますが、改めて、今の件はもう一度検討していきたいと思ひます。

○和田委員 ぜひ御返答いただければと思ひます。

残りが五分程度になりましたのできょうの総括に入りたいと思ひますが、まず、今回の法改正案について、私も、権利者の保護という観点という狭い観点ではなくて、やはり、国民の皆様方からできるだけ健全な各情報の取引をしていただきたいという観点からこの法改正に臨んでまいりたいというふうに思ひます。

そうした意味で、今回の、違法と知りながらダウンロードするということとはやはり違法なんですとよということを定めることには、先ほど申し上げたとおり、私たちが将来を託す若い世代の教育のために必要なことではないかというふうに考えています。

この点について、まず、大臣の総括的な御判断として、若い人たちの教育上この著作権法をどのように扱つていく御意思かということ、御決意として述べていただけますでしょうか。

○塩谷国務大臣 特に若い人たちに對しては、最初にお話しございましたように、今の情報化時代には、いろいろな行動にしろ毎日の生活にしろ、よりその情報化にかかわつていくところが多いというところで、私どもとして周知徹底をさせること

を考えていかなければならない。

これは、我々のホームページとか、あるいは各種講習会等でしっかりと徹底させる。そして、先ほども答弁しましたが、特に高等学校の学習指導要領を改訂して、この著作権については、改めて、音楽等にもしっかりとかわるということ、この内容を含めて充実をさせたところでございますので、より一層この教育に關して力を注いでまいりたいと思ひております。

○和田委員 今、御決意としてお伺ひしたことは私も同感でございます。

一つだけつけ加えさせていただくならば、先ほど申し上げました、渋谷で若い人たちにアンケート的に聞いてまいりました。こういったものが適正な価格で何かに認められるような作品をつくれば、それが適正な価格で取引されて自分が収入を得られる、そしてそれに対してやりがいを感じられるということが国民の情報取引の文化上醸成されるならば、もつともつとこうした芸術や音楽や、そうした分野に若い者がどんどん自分の将来の職業として考えていこうというふうな雰囲気も生まれてくるのではないかとこのように思ひます。そういった意味でも、教育的な見地から今回の法改正を私どもも支援してまいりたいと思ひています。

最後にもう一つございませう。

先ほど来申し上げてきたことでございますが、今回の法改正が、まずもつて、価値あるものを適正な価格で取引していただくという文化をつくるための一歩であるということ、これを考える観点からは、著作物を扱う業界の方に對しても、また、一たん流通することになった段階で流通を担う業界においても、適正な価格とは何ぞやというように常に意識した上でこの著作権を取り扱うような雰囲気をつくつていくことが国の責務だということに考えています。

その面から大臣の御決意をお聞かせいただけますでしょうか。

○塩谷国務大臣 当然ながら、法律の改正の趣旨

としても今おつしやつたような趣旨で考えておるわけでございます。価値あるものが適正な価格だということ、これはもちろん、それがいかにまた利用されるかということにかかわつておるわけでございます。我々としては、そのバランスといひます。権利保護ということとあわせて考えていかなければならない。そこにまた適正な価格という観点では、ビジネスモデルといういろいろな手法がこれから出てくることも考えられる。

正直、この分野においては、IT化の進展が著しい中でなかなか追いついていないというところが現実だと思つておりました。むしろ、若い人たちが大いに利用することがまたこの発展につながることもありますので、それを正しく促していくような法律改正であるような気持ちでおりますので、今後も、またしっかりと状況を見守りながら前向きに對應していかなければならないと考えております。

○和田委員 常に、国民各層の使いやすい環境を整える国会でありたいと思ひます。

ありがとうございます。

○岩屋委員長 以上で和田君の質疑は終了いたしました。

次に、石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子です。

今回の法案は、障害者が多様な情報に接する機会を確保するために、公共図書館での障害者サービスを実施する必要な改正が行われております。また、インターネットの情報検索サービスなど、現行法上課題となる行為についても対応しております。まして、インターネットの発展に伴つた改正となつていくことから、賛成できるものでございませう。

このことを表明した上で、きょうは、私的録音録画補償金制度について、ホットな問題も生じておりまして、質問をいたします。

私的録音録画補償金制度の見直しという問題は長らく著作権分科会で議論がされておりました。

この間、私もその動向を注目してきたところでございます。しかし、今のところ、結局見直しというのはできておりません。

まず、この制度の今日的意義というものをどのように考えておられるか、この点は大臣に伺いをいたします。

○塩谷国務大臣 私的録音録画制度につきましては、利用者の録音行為を認めつつ権利者がこうむる不利益を補償するということで、平成四年に導入されたわけでございまして、その後、著作権保護技術の導入や、音楽の配信事業のように著作権保護技術と契約の組み合わせにより、家庭内の録音録画について一定の制限を課したり、また、契約により使用料を徴取できるような仕組みが整えられつつあり、補償金制度の見直しを求める意見があるということは承知をしております。

しかしながら、すべての利用形態について補償金制度にかわる制度が導入できる環境にないわけでございます。新しい仕組みについてもまだ関係者の評価が異なるところでありますので、現状においては、新しい制度が直ちに補償金制度にとつてかわるという状況にないと考えております。

したがって、現在、今の補償金制度について、一定の意義を有するというところで考えておられまして、いずれにしても、過渡的な時期に位置はしていると考えておりますが、現在の制度についても意義があるということで今審議をしているところでございます。

○石井(郁)委員 現在の制度も意義があるということをはつきりお述べいただいたというふうに思っています。

デジタル複製ができる電気機器というのは広がっているにもかかわらず、現在対象となっていない機器というのはMDなどに限られて、補償金の額というの年々減少してきているんですね。制度の見直しというのが、議論中、進まないということなんですけれども、その原因というのはどこにあるんだろうか。それはよく検討されなきゃい

けないと思いますけれども、まずいろいろ関係者がいらつしやるわけですし、関係者の合意が進まないかという点はいかがでございますか。

○高塩政府参考人 この私的録音録画補償金制度の抜本的な見直しにつきましては、平成十八年から、文化審議会の著作権分科会におきまして、三年にわたり検討してきたところでございますけれども、結論を得るに至らなかったというのが現在の状況でございます。

この検討に際しましては、例えば、先ほど大臣から近年のさまざまな状況のお話ございましたけれども、携帯用のオーディオレコーダーのような記録媒体を内蔵した一体型の機器や、パソコンなどのような録音録画専用機器でないものなどが広く普及いたしまして、このような機器等を用いまして広範に録音録画が行われているという状況がございまして、こうした機器を対象とするべきかどうかということにつきましての著作権改正の議論は行われてきたわけでございます。

この委員の中には、大まかに申しまして、権利者関係の方、家電のメーカーの方々、それから消費者の方々、さまざまな立場の方々がおられまして、それぞれの方々がこの私的録音録画小委員会の方で御意見を述べられたというところでございます。

そういった経緯の中で、文化庁としては、大まかに分けまして三者がおられるわけですが、その中で一つの妥協点として文化庁の提案というものを審議会にも行つたわけでございますけれども、この提案につきましても、最終的には、メーカー側、それから消費者側を含めまして賛同に至らなかつたということでございまして、今日、なお引き続き検討する、こういった状況になっていく次第でございます。

○石井(郁)委員 三者の関係者の中で合意に至らないと。私は、なぜ至らないのかというのをもう少しお述べいただきたいんですけど、私がこの著作権分科会の報告書を見ますと、い

ろいろ隔たりは大きいなということを感じるんですね。

今お述べになった文化庁がまとめた事務局提案に對しまして、権利者側の意見としては、一定の結論として評価しているというふうに出ていた。消費者側の意見としては、整理がなされ一定の評価ができるというんですよ。学識経験者の意見として、一定の評価を与えるということもございまして、だから、この限りでは一定の評価はされていく。しかし、メーカーだけがこう言っています。制度の縮小、廃止の道筋が見えない、著作権保護技術が拡大すれば当然補償は不要だということ、明らかにこの補償金制度は不要だという立場からの意見が述べられている。

こうなると隔たりは大きいわけですよ。ですから、メーカーだけが合意できないというのが実際ではないのかというふうに思うんですが、いかがですか。

○高塩政府参考人 今先生から御紹介ございましたけれども、私的録音録画小委員会におきまして、関係者の主張につきましては、確かに、権利者、それから消費者、学識経験者それぞれが一定の評価というふうなことはお述べになったわけでございますけれども、メーカー側におきましては、著作権保護技術が機能すればこの補償制度というものは不要であるというお立場をなかなか変えるに至らなかつたということでございます。

さらに、今回の提案につきましては、当面の措置として、一体型の機器等の追加というのがございますけれども、そういった対象の機器をふやすことについても、将来この制度を縮小していくという文化庁側の基本的な提案があつたわけですが、それと必ずしも行き先が見えないというふうなことから反対をされたということでございまして、この文化庁提案というものが、そういった主張が主なものとして、まとまるに至らなかつたということでございます。

○石井(郁)委員 ところで、今こうした見直しの議論が進行中にもかかわらず、実は重大な問題が

起きていることがありまして、この点でただしておきたいというふうに思います。

パナソニックという会社ですけれども、このように言っているんですね。今後、デジタル放送専用チューナー搭載機、これはデジタル放送のみ受信できる機器ということになっていきますけれども、これには補償金を支払わないという立場を表明するに至つていというふうに聞いていますけれども、文化庁、御存じですか。

○高塩政府参考人 今先生からお話のございました、デジタルチューナーのみを搭載した録画機器というものが、ほとんどことしになりまして電機メーカーの方から販売をされております。

このデジタルチューナーのみに対応した録画機器につきましては、いわゆるダビング10と言われます著作権の保護技術が組み込まれていることから、録画機器の製造業者の団体の方で補償金の支払いの必要性はないのではないかというふうな主張をしているということは承知いたしております。

○石井(郁)委員 パナソニック側がこう言っているんですよ。無料デジタル放送のデジタル録画に私的録画補償金が課せられているかどうかについては明らかでない状況にあるということなんですけれども、現行の制度というのはデジタル録画、録音できる機器、媒体を対象にして課金しているというふうに理解しますけれども、これでよろしいですか。

○高塩政府参考人 現行法の、私的録音録画補償金の支払い義務を定めております著作権法の第三十条二項では、私的使用を目的として、政令で定めるデジタル方式の機器、記録媒体を用いて録音録画を行う者は補償金の支払い義務が発生するというようにしております、その際に著作権保護技術の有無が補償金の支払いの発生要件になるかどうかは明示的に規定をしていないというふうに考えております。

○石井(郁)委員 どうなんですか。現行の制度というのはデジタル録画、録音できる機器、媒体を

対象に課金しているんじゃないんですか。ここをはっきりさせていた方がいいと思うんですけれども。もう一度お願いします。

○高塩政府参考人 現在、政令によりまして、録画であればDVDなど、それから録音であればCDやMDなどを指定しておりますが、これらは補償金の支払いの義務がある機種や記録媒体でございます。

○石井(郁)委員 そうしますと、パナソニック側の言っている内容でいいですと、どうなんですか。

例えば、これを私、見せていただいたんですけども、社団法人の私的録画補償金管理協会にてパナソニック側からこういう四月八日付の文書があるんですね。それを見ますと、デジタル放送用DVD録画機はそもそも私的録画補償金の対象機器であるか否かについて疑義があるということから、デジタル放送用のDVD録画機についての私的録画補償金の徴収に協力することは差し控えるべきであるというふうに言っているわけですね。こういうことが通用するかどうかという問題なんです。

ですから私は、こういう主張というのは、現行法からしてみても、これを無視したものにもなるわけですし、それから著作権法を持ち出すまでもなく、著作権法百四条の五では、メーカーに補償金支払い請求、受領に協力することを義務づけているということがありますよね。だから、徴収に協力することができないということは、この法律にも抵触する。協力を拒否するということなどはできないと思いますけれども、この点はいかがですか。

○高塩政府参考人 先生御指摘の文書が四月八日付で私的録画補償金管理協会の方に届いたということを知っております。

この文書を受けました私的録画補償金管理協会におきましては、今後、これはパナソニック株式会社と協議をしてまいりたいという立場をとっているというふうに承知いたしております、私ども

もはその推移を見守りたいと思っております。

○石井(郁)委員 そして、この文書ですけれども、最後に結論づけているんですけども、現状において技術的保護手段と補償の必要性の関係がはっきりしない以上、これは議論されているところだと思ふんですけども、デジタル放送用DVD録画機についての私的録画補償金の徴収に協力することはできないことを通知すると。一方的な通知になっているんですよ。

だから、今議論している最中の問題はそれとしてあると思いますけれども、このデジタル放送用のDVD録画機についての私的録画補償金の徴収に協力することはできない、こういうことを言えるのかどうかという問題なんですよ。言えないんじゃないですか。はっきりさせていたいただきたい。

○高塩政府参考人 この三十条二項の規定につきましては、先ほども申し上げましたけれども、著作権保護技術の有無ということとは問わずにその対象機器を規定しているということでございまして、補償金の支払い義務が生じるということであれば、当然に百四条の五に定めます機器の製造業者に課された協力義務というものは発生するものというふうに考えております。

○石井(郁)委員 だから、こういうパナソニック側の主張というのは、私はこういう行動は現行法上からも道理がないというふうに思ふんですね。こういうことがどんどん許されたら、次々、協力しなくても何も問題は起こらないということになっていきまして、補償金制度そのものが崩壊しかねないというふうに思ふんですね。

ですから私は、こういう一方的な文書というのは、この法律上、著作権法上に定められている協力義務があるわけですから、これに違反する。これは政府としてもやはり法にのっとって対処していく、是正を求めるべきだというふうに思ふますが、この点は大臣の御見解を伺いたいと思ふます。大臣、いかがでしょう。

○塩谷国務大臣 確かにその文書につきまして

は、この補償金制度に照らし合わせて問題があると考えております。

今後この制度をどうするかということにつきましては先ほど答弁したとおりでございまして、この問題、今後もしっかりと協議を続けていく必要があると思っておりますので、今の文書の問題とあわせて検討してまいりたいと考えております。

○石井(郁)委員 大臣から著作権法に照らしても問題だということをはっきり言っていたと思いますけれども、やはり私的録音録画補償金制度というのがなし崩し的に空洞化されていったり形骸化されていったりということは、大変問題だというふうに私は思っているんですね。

そもそも、長い期間をかけて、やはりこの制度、一定の補償金を支払うということによって私的なコピーを自由にできる、これは消費者のための制度でもあるわけですから、これを充実させていくということが大事だというふうに思ふますし、きょう、この議論の経過と今回の出ている問題に照らしても、やはりメーカー側の責任というか、このあり方ということが非常に問題だというふうに思ふんですね。

制度そのものについて、メーカー、大企業、権利者も含めて、議論をお互いにしていくというのは重要なんですけども、現行の制度に協力しななくていいんだというふうなことになるってことは、これは到底、本当にこの制度を否定することですから、認めることはできないというふうに思ふます。

つけ加えれば、著作物の複製できる機器や媒体を発売し、そのことで莫大な利益を得ているのがメーカーですから、やはり文化の維持、発展のために、そういう必要な経費は進んで負担すべきだということとは、もつとちゃんと文化庁としても主張しているのではないかと、主張すべきだというふうに思ふます。

今回のパナソニックの行動というのは、やはりメーカーにも協力義務があるということから見

も大変問題だし、義務があるというふうに答弁されたということは大変重要だというふうに思っております。

さて、また法案に戻るんですけども、一点伺っております。

今回、裁定制度のことなんですが、著作権だけでなく著作権隣接権、実演などですね、にも拡大しています。供託制度も導入するというところで、裁定結果が出る前でも暫定利用が可能になる仕組みというのが導入されています。放送番組のネット配信を行う際には、すべての権利者の許諾が必要となります。今回の改正で、所在不明で許諾をとることができない権利者がいる場合、裁定制度を利用することでネット配信が可能になるというふうに聞いております。

そこで確認させていただきたいんですが、この制度はあくまでも所在不明の場合であって、現に存在する権利者、実演家が許諾を拒否している場合にまで適用するものではないというふうに理解しているのかどうか。

それから、安易に所在不明だとされないように、制度的にはどのように担保されていくのかというところについて明快に御答弁いただければと思ふます。

○高塩政府参考人 権利者不明の場合の裁定制度の拡充を今回の改正案に盛り込ませていただいているところがございますけれども、第一点の御質問がございました、権利者が不明ではなくて存在している場合について、この制度を活用するといえますか、利用することはないということ、そのとおりでございます。

それから、この制度につきましては、そもそも放送番組の二次利用に関しまして、権利者不明によりまして、その契約交渉ができない場合の問題点というものがございまして、そこで指摘をされるというふうなことがございまして、私も、私ども、著作権分科会の報告書におきましては、この権利者不明の場合の措置としては、まず権利者情報の管理など関係事業者の取り組みが進められ

の中で、民間の取り組みが引き続き行われることを前提としつつ、その取り組みを補完するものだというふうな位置づけをしているところをごいまして、文化庁といたしましては、この点を踏まえまして、今回の改正とあわせて、円滑な契約のための関係者への取り組みへの助言、協力を行ってまいりたいと思っております。

また、第二点の御質問がございました、裁定制度を利用するためには権利者の確認といえますか、検索といえますか、それにつきましてもは相当な努力を必要とするということが従来の裁定制度でもございますけれども、この改正後におきましても、同様に相当な努力というものは課すということと考えておりまして、十分な捜索を行わない安易な利用を認めるという趣旨のものではないと思います。したがって、今回、相当な努力につきましてもは法令において明確に定めることにしておりますけれども、関係者の意見を聞きながら慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

○石井(郁)委員 権利者が不利益になるようなことのないように、この条文については進めていただきたいというふうに思います。

若干残しましたが、きょうは以上で終わります。

○岩屋委員長 以上で石井君の質疑は終了いたしました。

次に、日森文尋君。

○日森委員 社民党の日森でございます。最初に、ちよつと基本的なことをお聞きしておきたいと思うんですが、今回の法改正では、デジタルコンテンツの流通促進あるいはその有効活用と同時に、違法な著作物の流通抑止という二つの側面を持った改正が行われるということになるんだと思います。

著作権の保護と流通促進というのは、ある意味、相反する側面があるんじゃないか、こう思っているわけです。インターネットの利用拡大の経済効果、これははかり知れないものがあるという

ふうに私も考えておりますが、その効果を手に入れるために、仮に著作権の保護がおろそかになるとかいうことがあったら、これは文化財産を生み出す知的創造力の弱体化を招くことになりやしないか、ちよつとこんな心配もしているわけです。そこで、文科省といえますか、政府全体ということになりますか、著作権の保護とデジタルコンテンツの流通促進あるいはインターネットの利用による経済効果拡大、この両立についてどうお考えになつていくのかというのを最初にお聞きしておきたいと思っております。

○塩谷国務大臣 御指摘の点については、そのバランスが非常に重要でございまして、今回の法律改正も、適切な流通促進あるいは権利者の適切な保護、バランスを保つという点で改正案を提出したわけでございまして。

公正な利用に配慮した権利制限規定だけではなく、違法な著作物の流通を抑止するための措置もあわせて盛り込んでおりまして、文部科学省としても、バランスに留意しながら、著作権の円滑な流通の促進と著作権の適切な保護に努めてまいりたいと考えております。

○日森委員 次に、先ほど和田委員からお話がございました、例のと言うとおかしいんですが、グーグルの書籍検索をめぐる紛争といえますか問題についてお聞きをしたいと思うんです。

これは世界じゅうでかなり大きな問題になつていようです。最初に、このグーグル問題の経緯、それから米国で成立したと言われている和解内容、これについて簡単に教えていただきたいと思っております。

○高塩政府参考人 アメリカにおきますグーグル社のブックサーチをめぐる紛争の経緯について簡単に御説明申し上げたいと思っておりますけれども、これは二〇〇五年の九月に、グーグル社が米国内の大学図書館などと提携いたしました蔵書のデジタル化を行う事業につきまして、これを著作権侵害として訴えておりました全米作家協会と全米出版

社協会との間で、二〇〇八年の十月に和解が合意されたということでございます。

この和解案では、グーグル社は一定の使用料を支払うことで、今後、米国内においてデジタル化した書籍データベースのアクセス権の販売や広告掲載などが可能となるというものでございまして。権利者につきましても、その和解に参加した場合には、みずからの書籍をウェブ上で公開することの可否を選択でき、また公開を認めた場合には、その公開によって得られました使用料を受け取ることができるということでございます。

一方、この和解に参加をしない場合には、そのことをもつてグーグル社からデジタル化した書籍の公開を停止し、データベースから削除するという保証はないわけですが、米国内におきまして、このグーグル社に対して訴訟を起こすことができるということになります。

我が国の著作物の著作物がこのグーグル社のブックサーチの中にも数多く含まれておりますが、これはベルヌ条約に基づきまして、米国内でも我が国の著作物の著作物は権利が保護されておるわけでございまして、このたびの和解の効果は、アメリカの訴訟制度、これは集団訴訟、クラスアクションと言っておりますけれども、その代表の方が訴訟したものが、それに権利を持つ者にすべて及ぶというアメリカの連邦民事訴訟規則に定められている方式でございまして、米国内において著作権を有するすべての者を対象としているため、我が国の権利者にも及ぶ、こういうことになつております。

この我が国の権利者につきまして、グーグル社の方から、一定の期限までにこの和解に参加するか否かについての期限というものが、先ほども御紹介がございましたけれども、五月五日という期限があったわけですが、これが四月月延びて九月四日ということになつておりますけれども、我が国の権利者がこの和解案に参加するか、また不参加するかということの期限というもの

定められておまして、それに対しまして、今、我が国の作家や作家の協会、それから出版の協会などがさまざまな検討を行っている、こうした状況にあるというふうな承知いたしております。

○日森委員 その和解案、幸か不幸か延期されたのですが、こう言っているわけですか。

著作権者が米グーグル社側に何らの通知も行わなければ、自動的に和解案記載の条件を原則として受け入れて和解に参加した者とみなされ、同社は、将来に亘つて当該著作権者の二〇〇九年一月五日以前に出版された著作物について、デジタル化、ネットワーク上での検索への利用、データベースへのアクセス権の販売、今後開発されるその他の商業的利用までできる権利を有することとなっている。すなわち、日本の著作権者が何も知らないか、あるいは何も積極的な行為をとらないままであれば、日本の著作権法上、違法として許されない行為を承認したものとみなされるのである。

というふうな言つておまして、米グーグル社は、アメリカの著作権の常識が他国の固有の文化に基づいたそれぞれの国の著作権の常識を壊すことはできないということを強く認識すべきである。

というふうな批判をしているわけです。先ほどは、その法的な根拠などについて内閣法制局長官からお話を伺つたのですが、どうもいまいはつきりしないというところもございました。

大臣はこれらについて今後検討を加えていきたいということも先ほどございましたが、これほど文芸家協会などが心配をされているという問題があるわけですので、改めてなんですが、アメリカにおける和解というのが日本における著作権者を拘束できる法的根拠というのを、もう一回わかりやすく示していただきたいと思っております。

それから同時に、この問題に対する文科省の見解、先ほど大臣の見解をお聞きしましたが、これも改めてお聞きをしたいと思ひますし、同時に、

著作権保護について国際協議がどのような枠組みで行われているのか、この協議に我が国がこうした問題を通じてどうかかわっているのか、この三点についてお聞きをしたいと思います。

○高塩政府参考人 著作物につきましては、国境を越えて利用されるために、世界各国がさまざまな多国間条約を結びまして、互いに著作物を保護しているわけでございます。我が国におきましては、これまでこれらの条約形成に積極的に関与してきたわけでございます。

今回、先生から御指摘ございましたグーグル社のブックサーチの問題につきましては、アメリカの訴訟制度によりまして、アメリカ、米国で保護を受ける著作物を有する我が国の権利者にも今後効力が及んだものでございまして、これによりまして大きな影響が生じまして、今後の展開等、権利者の方々に不安、懸念が広がっていることにつきまして、私どもとしても大変憂慮をいたしているところでございます。

文部科学省といたしましては、各国の権利者それから政府の対応状況につきまして、引き続き関心を持って情報収集等に努めるとともに、必要に応じまして、二国間協議の場を通じて情報交換に努めてまいりたいというふうに考えております。

我が国が著作権関係の国際的な枠組みに入る際には、大きな権利者、著作権側のベルヌ条約、著作隣接権についてはローマ条約というのがございまして、それらを踏まえた新たな条約交渉、さらには、現在、放送番組等の条約交渉が行われておりますけれども、そういった国際的な著作権の関連条約というものに私どもとしては積極的に参画して、著作物が世界的に保護されるというものです。流通する状況になっておりますので、そういうものに適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○日森委員 問題は、当面、九月四日という一定の期限があつて、これに間に合わないという日本の権利者が重大な被害を受けるといふ可能性も否定できないというところだと思ふんです。

そういう意味で、今おっしゃったような具体的な取り組みについて、どのように行っていくとしていくのかについて、今わかる範囲でお答えいただければありがたいと思います。

○高塩政府参考人 ただいま御答弁申し上げたように、私どもとしては、このさまざまな状況につきましての情報収集や、必要に応じます二国間協議の場ということでございまして、特にアメリカとの間では日米間の著作権協議というのがございまして、そういう場において、この問題をアメリカの政府としてどういうふうに考えるかということの問題提起なども行っていくかと思っております。

現在、私どもは、アメリカを含めて欧米の諸国に政府としての対応を確認しつつございすけれども、今回の本件につきましては、民間のグーグル社に対して民間の作家協会等が起した訴訟というところでございまして、政府レベルでは直接干渉しないという国が多いというふうに伺っておりますけれども、そういった情報も含めて、私どもとしては、我が国の権利者に対して、適切な情報収集し、それを提供していくという努力を続けたいというふうに思っております。

○日森委員 一つは、文芸家協会なども、一応この和解を受け入れた上で削除させるとか、いろいろなことを考えて努力をされていると思うんですよ。こうした問題についてもしっかりと受けとめて、そして、しっかりと著作権を保護するという観点から対応していただきたいというふうに要請だけしておきたいと思ひます。

それからもう一点、これも先ほど委員から御質問が出ましたけれども、日本版のフェアユースについてお聞かせいただきたいと思ひます。

文化庁もそれから文科大臣も、積極的であつたんですね、導入したいという意向が先ほど示されました。ここで、日本版フェアユースというのが一体どのようなものなのか、アメリカとは若干違うんだということであるんですが、アメリカ版

のフェアユースと具体的に基本的にどこが違うのかということも含めて、最初にちよつとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○高塩政府参考人 アメリカの著作権法におきましてフェアユースという包括的な規定がございますけれども、アメリカにも個別の権利制限規定がないわけではございませんで、図書館での利用とか障害者の利用といった個別の権利制限に加えまして、ただ、その権利制限規定は非常に数が少のうございまして、個別の適合性について逐一定めるのではなく、フェアユースと申します包括的な規定によりましてその利用を認める、仮に権利者の方で問題があつた場合には、それを裁判で明らかにする、こういったこととございす。

アメリカは、御承知のように、我が国のような成文法系の国ではございせん、コンローというところで、このフェアユース規定につきまして、以前から判例によつて形成されてきたという経緯がございす。これに對しまして、我が国は大陸法に基づきます成文法をとつておりまして、これまで著作権法におきましては個別に権利制限規定を置きまして、さまざまに判断をしてきたということがございす。

確かに、我が国におきましては、フェアユース規定を置くかどうかにつきましては、先ほど申し上げましたように、今年度から文化審議会の著作権分科会の方で検討をしたいということとございすけれども、さまざまに、我が国とアメリカとはよつて立つ法体系の基盤が違いますし、また、裁判によつて物を解決するという土壌が必ずしも日本には育っていないというようなこともございすし、そのためにまた多額の費用がかかるというようなこともございす。また、権利者側からは、この規定が安易に利用されて権利侵害が起きやすく、そのたびに裁判を起こすのかというような懸念も示されているところでございす。

私どもとしては、先ほど申し上げましたように、具体的に知財戦略本部の方からの御提案をいただきましたので、この問題について整理をいた

した上で、さまざまな御意見を伺っていく場というものを検討していきたいというふうに考えております。

○日森委員 確かにそのとおりで、法体系が違う、それから訴訟がなかなか、まあだんだん訴訟社会になっていすけれども、なじみづらいということもあるんだと思ひます。

この知財制度専門調査会の報告書に対して、また日本文芸家協会でも恐縮なんですが、こういうコメントを出しています。

新しいデジタル時代に対応できる制度は「権利制限」に関する細目を整備し、法律改正を迅速にするために、利用者と権利者がワーキングチームを作り、観念的な議論ではなく、実質的・現実的な話し合いで対応できるでしょう。また法令によるだけではなく、双方の話し合いによるガイドラインを設定することで、法令に準じた慣行をつくることも可能と考えます。

というふうなコメントを出しておられるわけですが、これはなかなか傾聴に値するというふうに私は思っているんですが。

同時に、報告書に対するパブコメもやられたようです。そのパブコメではどのような意見が寄せられていたのか、そして、文科省自身が、日本版のフェアユースあるいはその導入について、このパブコメ等を見た上で、改めて、これから検討とおっしゃっていますが、どういふふうなお考えをお持ちなのか、お聞きをしたいと思います。

○高塩政府参考人 知財戦略本部から伺っているところによりますと、知財本部で昨年の十一月に発表した報告書の以前に、昨年の十月三十日から十一月十七日までの間に、この日本版フェアユース導入についてのパブリックコメントを受けたというところでございまして、四十五の法人と四十九の個人から意見が出されたというところでございす。

主な具体的な意見は、一方で、導入がもたらす効果を検証しつつ慎重に検討を進めるべきという意見、それから、訴訟コストの増加を含め権利者

の負担が増加するのではないかと懸念などがありました。その一方で、この報告案において提案された権利制限の一般規定の導入に賛成し、また早急に改正を求める意見もあったということです。

私ども文化庁の法制問題小委員会の今回の最後のまとめにおきましても、フェアユース規定につきまして今後の検討ということを示したわけでございますけれども、これにつきましても、私ども文化庁で行いましたパブリックコメントにおきましても、日本版フェアユースにつきましても御意見を幾つかいただいております。一方で、積極的に導入すべきという意見と、慎重にすべきという意見、さらには、先生からも御提案がありましたけれども、こういった制度導入について留意すべきという意見等々の具体的な提案などもございまして、こういったこれまで寄せられているさまざまな意見なども参考にいたしまして、今年度よりこのフェアユースについての検討を著作権分科会の方で行ってまいりたいというふうに考えております。

○日森委員 ぜひ知恵を出して、基本的には保護とすることがあるわけですので、進めていただきたいと思っております。

それから、文化庁長官の裁定制度について、現状について、先ほどもちょっと関連の質問もございましたけれども、お聞きをしておきたいと思っております。

裁定制度が改正をされるわけですが、現行は、手数料が高いとか、それから手続に時間がかかる、著作権者の調査に多大な時間と費用がかかる、著作権隣接権を有する俳優さんなどについても適用対象にならないとか、非常に使い勝手が悪いということが言われているようです。

最初にお尋ねをしたいと思います、裁定の申請件数というのは年間どれぐらいあるんですか。これはもう著作権者がよくわからない、不明の場合だけあるわけですから、裁定後に著作権者が発見されちゃったなどという例はこれまで

あったんでしょうか。同時に、見込みがあったら、今回改正されることで申請などがどの程度増大するか、三点あわせてお答えいただきたいと思っております。

○高塩政府参考人 現在の裁定制度についてのお尋ねでございますけれども、現在の著作権法で裁定制度が定められて施行されたのは昭和四十六年でございましてけれども、それ以降の件数は四十二件でございまして。平均すると年に一件に満たないという状況でございましてけれども、年によってばらつきがございまして。

それで、裁定後に権利者が発見されたという例は報告を受けていないということでございます。これは先ほども申し上げましたように、権利者不明の裁定制度の際には、利用者の方で相当な努力をして捜索をした後に裁定制度に来るというような制度の中で、こういった結果になっているのではないかとこのように思われているものでございまして。

今回の改正におきましては、今御紹介ございましたけれども、問題となっております、手続に時間を要する、さらには著作権隣接権についての適用がないということとを解消いたしまして、新たに、一点目としては、著作権隣接権者の不明の場合も裁定制度を適用すること、もう一点は、制度の要件を政令で明確化したしまして、一定の条件のもと、裁定結果を待たずに、担保金というものを供託することによりまして利用を開始できる制度の新設するというものを盛り込みまして、裁定制度の利用というものを図りたいというふうに考えているわけでございます。

具体的にどれくらい増加するかの見込みにつきましましては、隣接権の制度については初めてでございます。また、隣接権につきましましては、関係団体の方で権利者の集中システムなどの構築が行われているということもございまして。また一方で、権利者団体にそういった状況もございまして、明確な予想は困難でございましてけれども、こういった制度を今回の改善を踏まえて有効に活用してい

ただくことを私どもは期待いたしているところでございます。

○日森委員 資料によりますと、レコードやCD、映画、これについては著作権等に関する権利関係が極めて明瞭であって、パソコン等への配信についてもございまして問題が生じていないというふうには書かれておりました。しかし、放送番組については、製作段階においてその後の利用を含めた契約がほとんど行われてきておらず、放送事業者に権利が集約されていないため、契約ルールが成立していない分野や、団体に属していない権利者との間で権利処理が滞っているという指摘があるわけですね。

そこでお聞きをしたいと思います、なぜ放送業界においてだけ放映後の権利関係が契約に盛り込まれてこなかったのか、その経緯、原因、これについてお聞かせいただきたいと思っております。文科省はこのような現状についてどう対処されていくのかというところについて、あわせてお聞きをしたいと思います。

○高塩政府参考人 放送番組におきまして契約が進んでいないというところの原因につきましては、放送に関するビジネス上の課題があるとも言われております。

御承知のように、放送番組は一回の放送利用で利益を回収する仕組みになっておりまして、ネット配信をその後行いうには、著作権使用料を含めまして新たな経費というものが必要になりまして、これに見合う収入が見込めるかどうか放送局側で判断しづらい面があるということ、それからまた、放送時の契約の際にネット配信の利用許諾までを含めるということは、なかなか放送局側の収入見込みを含めた場合に難しい場合が多くて、事後に行うことが多いこととございまして。

しかしながら、こういった状況はあるわけでございますけれども、今後はネット配信のビジネスモデルということを積極的に確立するという動きもございまして、一昨年の二月には、日本経団連を中心に出演契約のガイドラインというものが策

定されまして、ネット配信を策定した契約締結を促進する取り組みというものがなされている状況がございまして、私どもとしては、こうした契約は今後多くなっていくものというふうに考えておりまして、そういった取り組みを助言や協力をし、まいりたいというふうに思っております。

○日森委員 最後にありますけれども、インターネットオークションにおける画像利用円滑化というのがあるんですが、これについてお聞きをしたいと思っております。

最初にその認識をお聞きしたいんですが、インターネットオークションに限らず、販売者が官であらうが民であらうが、東京都なども税金滞納者から差し押さえたものを競売しているとかいうことにも使われているようですが、インターネットによる通信販売すべてに画像利用の円滑化が適用される、こういう理解でよろしいのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○高塩政府参考人 インターネットオークションにつきましましては、インターネットオークションの際に美術品や写真の取引が行われる際には、商品の説明のために画像掲載は売り主の義務として不可欠であるということから今回の改正を行うものでございまして、この改正案におきましては、美術品または写真の著作物の譲渡等を適法に行うことができる者がその申し出の用に供するために行う場合であれば、販売者を官民間問わず規定の対象とするものでございまして。

○日森委員 わかりました。ちょっと時間が、あと四分ほどありますが、終わりたいと思っております。どうもありがとうございます。

○岩屋委員長 以上で日森君の質疑は終わりました。

これにて本案に対する質疑は終局いたしました。○岩屋委員長 これより討論に入るのであります、その申し出がありませんので、直ちに採決に

入ります。

内閣提出、著作権法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本안에賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩屋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○岩屋委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、馳浩君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。和田隆志君。

○和田委員 民主党の和田隆志でございます。

私は、提出者を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 違法なインターネット配信等による音楽・映像を違法と知りながら録音又は録画することとを私的使用目的でも権利侵害とする第三十条第一項第三号の運用に当たっては、違法な

インターネット配信等による音楽・映像と知らずに録音又は録画した著作物の利用者に不利益が生じないよう留意すること。

また、本改正に便乗した不正な料金請求等による被害を防止するため、改正内容の趣旨の周知徹底に努めるとともに、レコード会社等との契約により配信される場合に表示される「識別マーク」の普及を促進すること。

二 インターネット配信等による音楽・映像については、今後見込まれる違法配信からの私的録音録画の減少の状況を踏まえ、適正な価

格形成に反映させるよう努めること。

三 障害者のための著作物利用の円滑化に当たっては、教科用拡大図書や授業で使われる副教材の拡大写本等の作成を行うボランティア活動がこれまでに果たしてきた役割にかんがみ、その活動が支障なく一層促進されるよう努めること。

四 著作権者不明等の場合の裁定制度及び著作権等の登録制度については、著作物等の適切な保護と円滑な流通を促進する観点から、手続の簡素化等制度の改善について検討すること。

五 近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用形態の多様化及び著作権制度に係る動向等にかんがみ、著作権の保護を適切に行うため、著作権法の適切な見直しを進めること。

特に、私的録音録画補償金制度及び著作権保護期間の見直しなど、著作権に係る重要課題については、国際的動向や関係団体等の意見も十分に考慮し、早期に適切な結論を得ること。

六 国立国会図書館において電子化された資料については、図書館の果たす役割にかんがみ、その有効な活用を図ること。

七 文化の発展に寄与する著作権保護の重要性にかんがみ、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動に努めること。

以上であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○岩屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩屋委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、文部科学大臣から発言を求められておりますので、これを許します。塩谷文部科学大臣。

○塩谷国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その御趣旨に十分留意いたしまして対処してまいりたいと存じます。

○岩屋委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます〕

○岩屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○岩屋委員長 次に、内閣提出、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。塩谷文部科学大臣。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○塩谷国務大臣 このたび、政府から提出いたしました独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国が現在直面する厳しい経済状況に対処するため、平成二十一年四月十日に政府・与党において取りまとめた経済危機対策では、中長期的な成長力を高める観点から、底力発揮・二十一世紀型インフラ整備として、先端科学技術開発、人材力強化に緊急に取り組むこととしております。

この法律案は、このような観点から、現下の厳

しい経済状況に対処するための臨時措置として、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算により交付される補助金により、独立行政法人日本学術振興会に、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人日本学術振興会は、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成等に要する費用に充てるための先端研究助成基金を、有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための研究者海外派遣基金をそれぞれ設けるものとし、あわせて、これらの基金の運用方法の制限や、基金を廃止する際の残余金の処理について規定するものであります。

第二に、文部科学大臣は、先端研究助成基金を財源として実施する業務に係る部分について、独立行政法人日本学術振興会の業務方法書や中期計画の認可等をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聞かなければならないものとするものであります。

第三に、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を財源として実施する業務について、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならぬものとするものであります。

第四に、独立行政法人日本学術振興会は、毎事業年度、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成して文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は当該報告書を国会に報告しなければならないものとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととして

おります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○岩屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の七条を加える。

(基金)

第二条の二 振興会は、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時の措置として、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算(第一号)により交付される補助金により、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、次の各号に掲げる業務に要する費用に充てるためにそれぞれ当該各号に定める基金を設けるものとする。

一 第十五条第一号に掲げる業務のうち先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成に係るもの及びこれに附帯する業務 先端研究助成基金

二 第十五条第三号に掲げる業務のうち有為な研究者の海外への派遣に係るもの及びこれに附帯する業務 研究者海外派遣基金

2 先端研究助成基金又は研究者海外派遣基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、そ

れぞれこれらの基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」とする。

4 振興会は、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を廃止する場合において、これらの基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

(業務方法書)

第二条の三 文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による業務方法書(前条第一項第一号に掲げる業務(先端研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「先端研究助成業務」という。)に係る部分に限る。次項において同じ。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

(中期目標及び中期計画)

第二条の四 文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標(先端研究助成業務に係る部分に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画(先端研究助成業務に係る部分に限る。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに

に、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

(区分経理)

第二条の五 振興会は、次に掲げる業務については、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならない。

一 先端研究助成業務

二 附則第二条の二第二項第二号に掲げる業務(研究者海外派遣基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「研究者海外派遣業務」という。)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二条の六 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定(罰則を含む。)は、先端研究助成業務又は研究者海外派遣業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

(国会への報告等)

第二条の七 振興会は、毎事業年度、先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

(過料)

第二条の八 附則第二条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して先端研

究助成基金又は研究者海外派遣基金を運用した場合には、その違反行為をした振興会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

独立行政法人日本学術振興会に、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。